令和2年門真市教育委員会第3回定例会

門真市教育委員会

門真市教育委員会第3回定例会 令和2年3月24日(火)午後1時30分 本 館 2 階 大 会 議 室

日程	事件番号	件名	~ - ;	ジ
第1		会議録署名委員の指名	_	
第2		会期の決定	_	
第3	承認第2号	臨時代理による事務処理の承認について (令和2年度門真市立学校におけるきめ細かな指導ができる 教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用につ いて)	1	
第4	承認第3号	臨時代理による事務処理の承認について (令和2年度門真市立学校管理職人事について)	3	
第5	承認第4号	臨時代理による事務処理の承認について (令和元年度教育費補正予算の見積り申出について)	6	
第6	承認第5号	臨時代理による事務処理の承認について (令和2年度教育費補正予算の見積り申出について)	8	
第7	議案第12号	門真市公立園最適化基本方針(案)の策定について	10	
第8	議案第13号	門真市立第五中学校敷地(旧さつき園・くすのき園跡地)の変更について	12	
第9	議案第14号	門真市教育委員会公印規則等の一部改正について	15	
第10	議案第15号	門真市スポーツ推進委員に関する規則等の廃止について	38	
第11	議案第16号	門真市教育委員会表彰規程等の一部改正について	40	
第12	議案第17号	門真市立公民館運営審議会規程の廃止について	46	

第13	議案第18号	門真市学校プール運営委員会細則の一部改正について	48
第14	議案第19号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第3項の規 定に基づく協議について	50
第15		諸報告	112

承認第2号

臨時代理による事務処理の承認について (令和2年度門真市立学校におけるきめ細かな指導ができる教育 環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則(昭和51年門真市教育委員会規則第20号)第3条第1項の規定に基づき、令和2年度門真市立学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

令和2年3月24日 提出

承認第3号

臨時代理による事務処理の承認について (令和2年度門真市立学校管理職人事について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則(昭和51年門真市教育委員会規則第20号)第3条第1項の規定に基づき、令和2年度門真市立学校管理職人事に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

令和2年3月24日 提出

承認第4号

臨時代理による事務処理の承認について (令和元年度教育費補正予算の見積り申出について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則(昭和51年門真市教育委員会規則第20号)第3条第1項の規定に基づき、令和元年度教育費補正予算の見積り申出に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

令和2年3月24日 提出

繰越明許費

款	項			事		業		名			金	額
												千円
教育費	小学校費	小	学	校	施	設	整	備	事	業	113	, 018

承認第5号

臨時代理による事務処理の承認について (令和2年度教育費補正予算の見積り申出について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則(昭和51年門真市教育委員会規則第20号)第3条第1項の規定に基づき、令和2年度教育費補正予算の見積り申出に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

令和2年3月24日 提出

令和2年度教育費補正予算見積書

歳入

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金

目	補正前の	補正額	計	節		説明
	額	無止領	口	区分	金額	東北 9 月
	千円	千円	千円		千円	千円
教育費国庫補助金	94, 637	88, 245		公立学校情報 機器整備費補 助金	88, 245	公立学校情報機器整備費 補助金 【GIGAスクール構想 88,245 推進事業】

歳出

(款) 教育費 (項) 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
	1111111111111111111111111111111111111	加业银	ļΙ	区分	金額	成しり」	
	千円	千円	千円		千円		千円
事務局費	392, 816	155, 773	548, 589	備品購入費	155, 773	○学校施設と教育環境の 充実	
						G I G A スクール構 想推進事業 備品購入費	155, 773
						少額物品購入費	
						児童生徒用端末 購入費	155, 773

議案第12号

門真市公立園最適化基本方針(案)の策定について

門真市公立園最適化基本方針(案)を策定するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和2年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

公立園の今後のあり方についての方向性を定めるため、門真市公立園最適化基本方針(案)を策定するにつき、本案を提出するものである。

門真市公立園最適化基本方針の策定に係る パブリックコメントの実施結果

1. 案件名

門真市公立園最適化基本方針(素案)

2. 意見募集期間

令和2年2月11日(火)から令和2年3月1日(日)まで

3. 実施機関(担当所管課)

(1) 名称:こども部こども政策課

(2) 電話:06-6902-6095

4. 閲覧場所

こども政策課、市情報コーナー(別館1階)、市役所本館1階入口、保健福祉センター、南部市民センター、市民プラザ、公民館、文化会館、図書館本館、女性サポートステーションWESS、こども発達支援センター、公立認定こども園・幼稚園・保育所、地域子育て支援拠点(ひよこる~む、なかよし広場)、市ホームページ

5. 受付した意見等の件数

21 件

議案第13号

門真市立第五中学校敷地(旧さつき園・くすのき園跡地)の変更について

市長所管の普通財産である旧さつき園・くすのき園跡地の一部を門真市立第五中学 校敷地の一部として行政財産(教育財産)に設定するにつき、教育委員会の議決を求 める。

令和2年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

地域政策課所管の普通財産である旧さつき園・くすのき園跡地の一部について、 利活用の意向の照会を受け、門真市立第五中学校敷地の一部として行政財産(教育 財産)に設定するにつき、本案を提出するものである。

敷地の設定をする教育財産

1. 設定する教育財産 門真市立第五中学校敷地

(旧さつき園・くすのき園跡地)

2. 所在地 (1)門真市北岸和田3丁目294-2

(2)門真市北岸和田 3 丁目 275-3

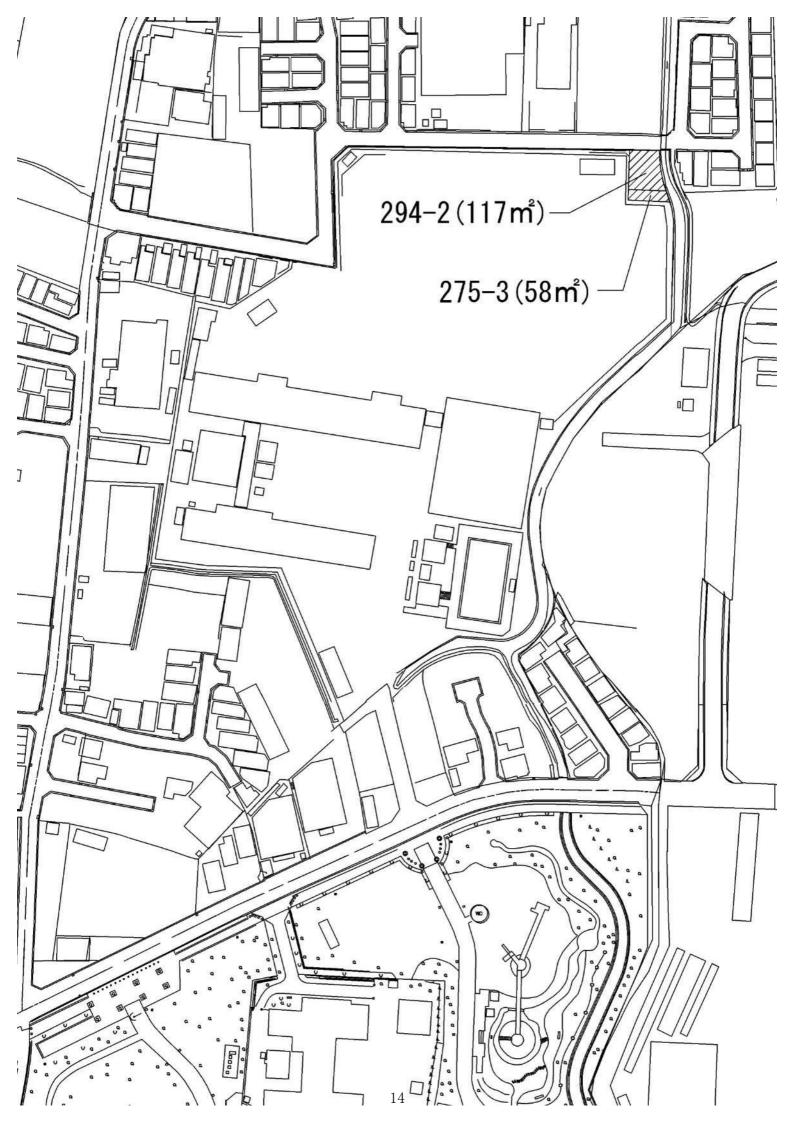
3. 設定する敷地及び建物 (1)土地 117㎡

(2)土地 58 m²

5. 設定前の所管課 市民生活部地域政策課

(同日付で総務部管財統計課を経由し所管換)

6. 設定後の所管課 教育部教育総務課



議案第14号

門真市教育委員会公印規則等の一部改正について

門真市教育委員会公印規則(昭和43年教育委員会規則第3号)等の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和2年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

令和2年4月1日付け機構改革等に伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則

(門真市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 門真市教育委員会公印規則(昭和43年教育委員会規則第3号)の一部を次のよう に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
別表第1(第3条関係)	別表第1 (第3条関係)				
Time	番 名称				
~ 略					
3 大阪府門れ 方21 つ 1 市民文化市民文 真市教育い げ 部生涯学化部生 委員会印書 智課の所涯学習 管に属す課長 る許可書	3 大阪府門れ 方21 つ 1 教育部社教育部 真市教育い げ 会教育課社会教 委員会印書 の所管に <u>育課長</u> 属する許 可書用				
} 略	→略				
6 7	5 一 2 6 7 大阪府門で 方21 つ 1 歴史資料歴史資 真市立歴ん 史資料館書 長之印 ば 館長名を料館長 もつです る文書用 7 大阪府門で 方18 つ 1 図書館長図書館 一 真市立図ん 2 書館長之書 印 ば 名をもつ長 でする文 書用 2 書館長之書 印 の 略				
別表第2(第3条関係)	別表第2(第3条関係)				
番	番				
~略	⟨ 略				
	<u> 5</u>				

改正後	改正前				
	2				
<u>7</u>	6 大阪府門真市立歴史資市立歴史資本の表現では、立資市のでは、立存				
· 略	印料立府7				

(門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正)

第2条 門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則(昭和51年門真市教育委員会規則 第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう に改正する。

> 改正後 改正前

|第1条 地方教育行政の組織及び運営に関す|第1条 地方教育行政の組織及び運営に関す る法律(昭和31年法律第162号)第25条第1 項の規定に基づき、門真市教育委員会(以 下「委員会」という。)は、次の各号に掲 げる事項を除き、その権限に属する事務を 門真市教育委員会教育長(以下「教育長」 という。) に委任する。ただし、教育長に 事故があるとき又は教育長が欠けたとき は、教育長職務代理者に委任することがで きる。

(1)~(11) 略

(12) 社会教育委員を委嘱すること。

(13)~(15) 略

る法律(昭和31年法律第162号)第25条第1 項の規定に基づき、門真市教育委員会(以 下「委員会」という。)は、次の各号に掲 げる事項を除き、その権限に属する事務を 門真市教育委員会教育長(以下「教育長」 という。) に委任する。ただし、教育長に 事故があるとき又は教育長が欠けたとき は、教育長職務代理者に委任することがで きる。

(1)~(11) 略

(12) 社会教育委員、公民館運営審議会委員 及び図書館協議会委員を委嘱すること。

(13)~(15) 略

(門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部改正)

第3条 門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則(平成18年門真市教育委員会規則 第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう に改正する。

改正後 改正前 (分課) (分課)

置く。

部	課
教育部	教育総務課
	教育企画課
	学校教育課

(教育機関等の事務分掌)

|**第9条** 法第30条に規定する教育機関(門真**|第9条** 法第30条に規定する教育機関(門真 市立小学校及び中学校(以下「学校」とい う。) 並びに市長の管理に属することと なった教育機関を除く。)及び門真市教育 委員会(以下「委員会」という。)の管理 に属する事業所の内部組織、事務分掌その 他必要な事項は、教育委員会規則で定める ところによる。

別表 (第5条関係)

部及び課の 名	分掌事務
教育教育総	(1)~(7) 略
部 務課	
	(8) 略
	(9) 市費負担職員の人事、給
	与、厚生、安全衛生及び研
	修に関すること。
	<u>(10)</u> 略
	(11) 学校施設の
	維持管理に関すること。
	(12) 略
	(13) 学校の保健及び環境衛生
	<u>に関すること。</u>
	14 教職員の健康管理に関す
	<u> </u>
	(15) 児童及び生徒の交通安全

|**第2条 事務局に次の表に掲げる部及び課を|第2条 事務局に次の表に掲げる部及び課を**

置く。

部	課
教育部	教育総務課
	学校教育課
	社会教育課

(教育機関等の事務分掌)

市立小学校及び中学校(以下「学校」とい う。)

を除く。)を除く。)及び 門真市教育委員会(以下「委員会」という。) の管理に属する事業所の内部組織、事務分 掌その他必要な事項は、教育委員会規則で 定めるところによる。

別表(第5条関係)

1	• (.	37 0 761	71/17
Ι΄.		び課の	分掌事務
名	1		
教	育	教育総	(1)~(7) 略
剖	3	務課	(8) 教育行政に係る調査研
			究、企画、調整及び広報に
			<u>関すること。</u>
			<u>(9)</u> 略
			10 市費負担教職員の人事、
			給与、厚生、安全衛生及び
			研修に関すること。
			(11) 学校の適正配置に関する
			<u>こと。</u>
			<u>(12)</u> 略
			(13) 学校施設の建設計画及び
			維持管理に関すること。
			<u>(14)</u> 略

改正後	
に関すること。	
(16) 略	
	<u>(10)</u> MH
画課 究、企画、調整及び広報に	
	<u> </u>
ること。	
(の) 子及の週上印画に戻りる	
すること。	
(6) 学校情報化の推進に係る	
<u> </u>	
ムの整備推進に関すること	
(8) 学校におけるコンピュー	
タシステムの維持管理に関	
すること。	
に関すること。	
学校教(1) 学級編制及び就学事務に	学校教(1) 学級編制、就学事務並び
育課 関すること。	育課 に通学区域の設定及び変更
	に関すること。
(2) 略	(2) 略
(3) 教職員の人事、給与及び	(3) 府費負担教職員(以下「教
厚生に関すること。	職員」という。)の人事、
	給与及び厚生に関するこ
	٤.
(4) 略	(4) 略
	(5) 学校の保健及び環境衛生
	に関すること。
	(6) 教職員の健康管理に関す
	<u>ること。</u>
	(7) 児童及び生徒の交通安全
	に関すること <u>。</u>
(<u>5)</u> 略	(8) 略
(6) 略	(9) 略
(<u>7)</u> 略	(<u>10)</u> 略
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

改正後	改正前
(8) 略	(11) 略
(9) 略	(12) 略
	社会教(1) 社会教育及び生涯学習の
	育課計画、調査研究及び推進に
	関すること。
	(2) 社会教育委員及び社会教
	育指導員に関すること。
	(3) 社会教育関係団体の育成
	及び連絡調整に関するこ
	<u> </u>
	(4) 社会同和教育に関するこ
	<u>と。</u>
	(5) 青少年の健全育成に関す
	<u> ること。</u>
	(6) 青少年問題協議会に関す
	<u>ること。</u>
	(7) 社会教育施設及び生涯学
	習施設の計画、整備及び管
	理運営に関すること。
	(8) 門真市民プラザの建物及
	び敷地の管理運営に関する
	こと。
	(9) スポーツ施策の企画及び
	<u>立案に関すること。</u> (10) スポーツ及びレクリエー
	<u> フョンの振興に関するこ</u> <u>と。</u>
	及び連絡調整に関するこ
	と。
	<u>ること。</u>
	に関すること。
	14 学校体育施設開放に関す
	<u>ること。</u>
備考略	備考略

(門真市教育機関等の事務分掌等に関する規則の一部改正)

第4条 門真市教育機関等の事務分掌等に関する規則(平成18年門真市教育委員会規則第 10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう

に改正する。

(職の設置)

第3条

 $1 \sim 2$ 略

3 教育機関等に主任及び主査を置くことが 3 門真市立図書館に館長代理、主任及び主 できる。

改正後

4 特定の事務を処理させるためその他必要 4 特定の事務を処理させるためその他必要 育センターに副参事、上席主査及び主査を 置くことができる。

別表第1 (第2条、第3条関係)

教育機関等名	所属部課等	長
門真市教育センター	教育部学校教育課	略
略		

備考 略

別表第2(第4条関係)

教育機関等		分掌事務
,		
	>	略

改正前

(職の設置)

第3条

 $1 \sim 2$ 略

- 査を、その他の教育機関等に主任及び主査 を置くことができる。
- があるときは、門真市立幼稚園に参事、副があるときは、門真市立図書館及び門真市 参事、上席主査及び主査(前項の主査を除 立幼稚園に参事、副参事、上席主査及び主 く。この項において同じ。)を、門真市教 査(前項の主査を除く。この項において同 じ。)を、その他の教育機関に副参事、上 席主査及び主査を置くことができる。

別表第1 (第2条、第3条関係)

教育機関等名	所属部課等	長
門真市教育セン	学校教育部学	略
ター	校教育課	哈
門真市立歴史資	教育部社会教	館長
料館	育課	
門真市立旧第六	教育部社会教	場長
中学校運動広場	育課	
門真市立図書館	教育部	館長
門真市立図書館	門真市立図書	分館長
門真市民プラザ	館	
<u>分館</u>		
略		

備考略

|別表第2(第4条関係)

教育機関等	分掌事務
名	
	略
門真市立歴	(1) 歴史資料、考古資料及
史資料館	び民俗資料 (以下「資料」
	という。)の収集、保存
	及び展示に関すること。
	(2) 資料の調査及び研究に
	<u>関すること。</u>
	(3) <u>文化財保護に関するこ</u>
	<u> と。</u>

改正後	
	(4) 文化財等の知識の普及
	及び啓発に関すること。
	門真市立旧(1) 市民のスポーツ及びレ
	第六中学校 クリエーションに関する
	(2) 門真市立旧第六中学校
	運動広場の使用許可事務
	<u>に関すること。</u>
	門真市立図(1) 館の運営計画の立案、
	書館 調査及び統計に関するこ
	<u> </u>
	(2) 読書振興に係る図書館
	<u>事業の実施に関するこ</u>
	(3) 図書館資料の選択、収
	<u>集、提供及び保管に関す</u>
	<u>ること。</u> (4) 詩書安内光でに調本及
	(4) <u>読書案内並びに調査及</u> び研究の補助に関するこ
	関係機関との連携及び協
	(6) 館の維持管理に関する
	門真市立図(1) 読書振興に係る分館事
	書館門真市 業の実施に関すること。
	民プラザ分(2) 分館資料の選択、収集、
	館 提供及び保管に関するこ
	(3) 読書案内並びに調査及
	<u>び研究の補助に関するこ</u>
	<u> </u>
	略
	<u>備考</u> この表に掲げるもののほか、図書
	館の分掌事務には「館の庶務」として、次に担ばる東致な死策する
	<u>て、次に掲げる事務を所管する。</u> (1) 連絡調整に関すること。
	(2) 予算、決算及び物品に関すること。 (2) 予算、決算及び物品に関するこ
	(2) 1. 年、八昇及び初間に関すること。
I	

改正後	改正前
	(4) 文書の受領、配布及び発送に関
	<u>すること。</u>
	<u>(5)</u> 備品台帳の管理に関すること。
	<u>(6)</u> その他館の庶務に関すること。

(門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則の一部改正)

第5条 門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則(平成25年門 真市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前	
別表(第2条―第4条関係)	別表(第2条―第4条関係)	
委員委員庶務	委員委員庶務	
名称 組織の定 委員の構成 の任担当	名称 組織の定 委員の構成 の任担当	
数 期 機関	数 期 機関	
門真市会長20人(1) 学識経験2年教育	門 真 市会長 20人(1) 学識経験 2年 教育	
学校 適副会以内 者 部教	学校 適副会以内 者 部教	
正配置長 (2) 市民の代 育企	正配置長 (2) 市民の代 育総	
審議会表	審議会表表務課	
(3) 学校関係	(3) 学校関係	
∤ 略	→ 略	
門真市委員10人(1) 学識経験委嘱市民	門真市委員10人(1) 学識経験委嘱教育	
生涯学長 以内 者 の日文化	生涯学長 以内 者 の日部社	
習推進副委 (2) 文化団体から <u>部生</u>	習推進副委 (2) 文化団体から会教	
基本計員長 を代表する当該涯学	基本計員長を代表する当該育課	
画策定 者 諮問習課	画策定 者 諮問	
委員会 (3) 体育団体に係	委員会 (3) 体育団体に係	
を代表するる答	を代表する る 答	
	(4) 門真市立終了	
図書館協議する	図書館協議する	
会を代表す時ま	会を代表す時ま	
(5) 門真市立	(5) 門真市立	
公民館運営	公民館運営	
審議会を代	審議会を代	
	表する者	
(6) 門真市社	(6) 門真市社	
会教育委員	会教育委員	
を代表する	を代表する	

改正後	
改正後 (7) 門真市スポーツ推進委員を代表する者 門真市委員 7人(1) 学識経験 2年 教育 部学 中学生長 以内 者 (2) 本市の職 員	改正前 (7) 門真市スポーツ推進委員を代表する者 門真市長以内 (2) 本市の職員 (2) 本市の職員 (2) 本市の職員 (2) 本市の職員 (2) 本市の職員 (3) 門真市社部に会 (3) 門真市社部に会 なけまする (3) 門真市社部に会 (4) によっていまする (4) によっています
門真 (1) 学識経験 委嘱教育 (2) 大 (3) 学校表 画課 (3) 学校表 画課 (4) 学校教員 である ま できる (4) 学校教員 できま	P P P P P P P P P P

改正後	改正前
	で
	(仮委員5人(1) 学識経験委嘱教育
	称)門長 以内 者 又は部社
	真市立副委 (2) 本市の職任命会教
	生涯学員長 員 の日育課
	習複合 から
	施設設 当該
	計業務 委託
	委託事 事業
	業者選出る。
	<u>定委員</u> 選定
	<u>会</u>
	まで
門真市委員7人(1) 一般社団1年教育	н н
結核対長 以内 法人門真市 部教	
策委員 医師会が推 育総	
会薦する医師務課	
(2) 結核に関	
する専門的	
<u>知識を有す</u>	
<u>る医師</u>	
(3) 門真市立	
学校の学校	
<u>医を代表す</u>	
<u> る者</u>	
(<u>4</u>) 大阪府守	
口保健所長	
(<u>5)</u> 門真市立	
<u>学校長</u> (6) 門真市立	
門真市委員6人(1) 一般社団1年教育	
心臟檢長。以內法人門真市。部教	
診委員副委 医師会が推 育総	
会 真長 薦する医師 務課	
(2) 門真市立	

改正後	改正前
<u>医を代表す</u> る者	
備考 この表において「市民文化部生涯	備考 この表において
<u>学習課」及び</u> 「こども部保育幼稚園課」	「こども部保育幼稚園課」
とは、地方自治法(昭和22年法律第67	とは、地方自治法(昭和22年法律第67
号) 第158条第1項の規定により置かれ	号) 第158条第1項の規定により置かれ

(門真市立社会体育施設等の優先使用に関する規則の一部改正)

第6条 門真市立社会体育施設等の優先使用に関する規則(平成26年門真市教育委員会規 則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう に改正する

改正後	改正前
門真市立中学校運動場の優先使	門真市立社会体育施設等の優先
用に関する規則	使用に関する規則
(趣旨)	(趣旨)

|**第1条** この規則は、門真市立中学校運動場||**第1条** この規則は、門真市内における社会 (以下「運動場」という) の使用機会の公 平性を基本とした有効活用を図るため、運 動場の優先使用について必要な事項を定め るものとする。

た直近下位の内部組織とする。

(定義)

- **|第2条** この規則において、次の各号に掲げ**|第2条** この規則において、次の各号に掲げ る用語の意義は、それぞれ当該各号に定め るところによる。
 - (1) 優先使用 生涯スポーツの振興、青少 年の健全育成等に資する事業等を行うに 当たり、運動場を一般の使用許可(利用 許可を含む。以下同じ。)の申請の受付 期間より前に優先的に使用を許可するこ とをいう。
 - (2)~(3) 略

(優先使用対象施設)

場とする。

体育施設等(以下「施設」という。)の使 用機会の公平性を基本とした有効活用を図 るため、施設の優先使用について必要な事 項を定めるものとする。

た直近下位の内部組織とする。

(定義)

- る用語の意義は、それぞれ当該各号に定め るところによる。
- (1) 優先使用 生涯スポーツの振興、青少 年の健全育成等に資する事業等を行うに 当たり、施設を一般の使用許可(利用許 可を含む。以下同じ。)の申請の受付期 間より前に優先的に使用を許可すること をいう。
- (2)~(3) 略

(優先使用対象施設)

- **|第3条 優先使用の対象となる施設は、運動|第3条 優先使用の対象となる施設は、次に**| 掲げる施設とする。
 - (1) 門真市立門真市民プラザ体育館
 - (2) 門真市立門真市民プラザグラウンド
 - (3) 門真市立青少年運動広場

26

改正後 改正前

- (4) 門真市立旧第六中学校運動広場
- (5) 門真市立テニスコート
- (6) 門真市立中学校運動場
- (7) 門真市立総合体育館
- (8) 前各号に掲げるもののほか、門真市教 育委員会(以下「委員会」という。)が 必要と認める施設

(優先使用対象大会等)

- **第4条 優先使用の対象となる大会等は、委第4条** 優先使用の対象となる大会等は、委 員会が必要と認めた大会等で、次の各号に 掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定 める大会等とする。
 - (1) 全日程を優先する大会等 全ての日程 を優先する大会等で、次に掲げる大会等 ア~カ略

キ略

- クアからキまでに掲げるもののほか、 委員会が特に必要と認める大会等
- (2) 単日のみを優先する大会等 前号アか らクまでに該当しない大会等で、一部の 日程のみを優先する大会等(大会等の予 備日及び準備に要する時間を含む。)
- 2 略

(優先使用の申請)

|**第6条 優先使用の許可を受けようとする前|第6条 優先使用の許可を受けようとする前** 条第1項各号に掲げる団体の代表者(以下) 「申請者」という。)は、門真市立中学校 運動場優先使用許可 · 変更許可申請書 (様 式第1号。以下「申請書」という。) に次 の関係書類を添えて、委員会に提出しなけ ればならない。

(1)~(4) 略

 $2 \sim 3$ 略

(優先使用許可書の交付)

|**第8条** 委員会は、前条の規定により優先使|**第8条** 委員会は、前条の規定により優先使| 用の許可をしたときは、申請者に門真市立 用の許可をしたときは、申請者に門真市立

(優先使用対象大会等)

- 員会が必要と認めた大会等で、次の各号に 掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定 める大会等とする。
- (1) 全日程を優先する大会等 全ての日程 を優先する大会等で、次に掲げる大会等 ア~カ 略
 - キ 指定管理者の自主事業
 - ク略
 - ケアからクまでに掲げるもののほか、 委員会が特に必要と認める大会等
- (2) 単日のみを優先する大会等 前号アか らケまでに該当しない大会等で、一部の 日程のみを優先する大会等(大会等の予 備日及び準備に要する時間を含む。)
- 2 略

(優先使用の申請)

条第1項各号に掲げる団体の代表者(以下 「申請者」という。)は、門真市立社会体 育施設等優先使用許可•変更許可申請書(様 式第1号。以下「申請書」という。) に次 の関係書類を添えて、委員会に提出しなけ ればならない。

 $(1)\sim(4)$ 略

 $2 \sim 3$ 略

(優先使用許可書の交付)

中学校運動場優先使用許可・変更許可書(様) 社会体育施設等優先使用許可・変更許可書

改正後

式第2号。以下「優先使用許可書」という。) を交付するものとする。

改正前

(様式第2号。以下「優先使用許可書」と いう。)を交付するものとする。この場合 において、委員会は、指定管理者が管理す る施設の優先使用を許可したときは、速や かに当該施設の指定管理者に通知するもの とする。

(優先使用の辞退)

|**第9条** 前条の規定により、優先使用の許可||**第9条** 前条の規定により、優先使用の許可 |を受けた者(以下「優先使用者」という。)| が優先使用を辞退しようとするときは、遅 滞なく門真市立中学校運動場優先使用辞退 届 (様式第3号) に優先使用許可書を添え て委員会に提出しなければならない。

2 略

(優先使用結果の報告)

|第10条 優先使用者は、大会等の終了後30日|第10条 優先使用者は、大会等の終了後30日 以内に門真市立中学校運動場優先使用結果 報告書(様式第4号)に次の関係書類を添 えて、委員会に提出しなければならない。 (1)~(3) 略

(優先使用許可の取消し等)

第11条

- 1 略
- 2 前項の規定による優先使用の許可の取消2 前項の規定による優先使用の許可の取消 し等により優先使用者に損害が生じても、 委員会はその責めを負わない。

(規則の見直し)

|**第12条 委員会は、この規則の見直しを行う|第12条 委員会は、規則の見直しを行うに当** 場合又は門真市立社会体育施設の優先使用 に関する規則(令和2年門真市規則第 号) 第12条の規定により市長から意見を求めら れた場合は、門真市社会教育委員条例(昭 和39年条例第11号)の規定により置かれた 門真市社会教育委員に対し意見を求めるも のとする。

(優先使用の辞退)

を受けた者(以下「優先使用者」という。) が優先使用を辞退しようとするときは、遅 滞なく門真市立社会体育施設等優先使用辞 退届(様式第3号)に優先使用許可書を添 えて委員会に提出しなければならない。

2 略

(優先使用結果の報告)

以内に門真市立社会体育施設等優先使用結 果報告書(様式第4号)に次の関係書類を 添えて、委員会に提出しなければならない。 $(1)\sim(3)$ 略

(優先使用許可の取消し等)

第11条

- 略
- し等により優先使用者に損害が生じても、 委員会及び指定管理者はその責めを負わな 11

(規則の見直し)

たり、門真市社会教育委員条例(昭和39年 条例第11号)の規定により置かれた門真市 社会教育委員に対し意見を求めるものとす る。

- · · -	_	11.
. 1/-		111
	_	17
I / X		10

様式第1号(第6条関係)

門真市立中学校運動場優先使用許可 • 変更許可申請書

略

次のとおり<u>門真市立中学校運動場</u>の優先使用許可・優先使用変更許可を受けたいので申請します。

略
会 場 □中学校運動場 ()
略
略

	改正前
式第1号(第6)	
	『真市立社会体育施設等優先使用許可・変更許可申請書
	 略
火のとおり門真	市立社会体育施設等の優先使用許可・優先使用変更許可を受けたいの
 請します。	
	略
	略
	市民プラザ[□グラウンド 体育館(□体育室 □柔道場
	□剣道場 □相撲場)] □青少年運動広場
会 場	 総合体育館[□メインアリーナ □サブアリーナ
	
	略
	· F

			改正後
様	式第2号	(第8条	- 身係)
		<u> </u>	門真市立中学校運動場優先使用許可·変更許可書
			略
	年	月	日付け、 <u>門真市立中学校運動場</u> の(優先使用許可・優先使用変更許可
0)	申請につい	ハて、次の	りとおり許可します。
			略
			略
	会	場	□中学校運動場()
		·/// J	

略

			$\gamma t \rightarrow V t$.
137	1) <i>LL</i> -	/ Bake	改正前
禄	式第2号	(第8	
			門真市立社会体育施設等優先使用許可・変更許可書
	.		略
			日付け、門真市立社会体育施設等の(優先使用許可・優先使用変更許
믜,)の申請	につい	て、次のとおり許可します。
Ī			略
ļ			略
			市民プラザ[□グラウンド 体育館(□体育室 □柔道場
			□剣道場 □相撲場)] □青少年運動広場 □□川第六中学校選載広場
	_	十日	□旧第六中学校運動広場 □テニスコート
	会	場	総合体育館[□メインアリーナ □サブアリーナ
			□多目的スタジオ □会議室1 □会議室2 □クラブハウス □
			□剣道場 □柔道場 □研修室] □その他 ()
			<u> </u>
			叫

			改正後	
菲	式第3号	(第9条関	身係)	
門真市立中学校運動場優先使用辞退届				
			略	
	次のとお	り 門真市立	<u>立中学校運動場</u> の優先使用を辞退したいので、お届けします。	
			<u>記</u>	_
			略	
	会 場	<u>3</u> 7	□中学校運動場()	
			略	

_			
			改正前
様	式第3号	(第9条]	曷係)
			門真市立社会体育施設等優先使用辞退屆
			略
次のとおり <u>門真市立社会体育施設等</u> の優先使用を辞退したいので、お届けします。			
			略
			市民プラザ[□グラウンド 体育館(□体育室 □柔道場
			□剣道場 □相撲場)] □青少年運動広場
			□旧第六中学校運動広場 □テニスコート
	会	場	総合体育館[□メインアリーナ □サブアリーナ
			□多目的スタジオ □会議室1 □会議室2 □クラブハウス
			□剣道場 □柔道場 □研修室]
			□その他 ()
			略

改正後	
様式第4号 (第10条関係)	
門真市立中学校運動場優先使用結果報告書	
 略	
次のとおり <u>門真市立中学校運動場</u> の優先使用の結果を報告します。	
·····································	
略	
会 場 □中学校運動場 () □	
略	
 略	
<u> </u>	

改正前	

門真市立社会体育施設等優先使用結果報告書	
略	
次のとおり <u>門真市立社会体育施設等</u> の優先使用の結果を報告します。	
略	
市民プラザ[□グラウンド 体育館(□体育室 □柔道場	
□剣道場 □相撲場)] □青少年運動広場	
□ 旧第六中学校運動広場 □ □ テニスコート	
会 場 <u>総合体育館[ロメインアリーナ</u> <u>ロサブアリーナ</u>	
□多目的スタジオ □会議室1 □会議室2 □クラブハウ	<u>ス</u>
┃	
□その他 ()_	
略	
<u> </u>	
· •	

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 第6条の規定による改正前の門真市立社会体育施設等の優先使用に関する規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、同条の規定による改正後の門真市立中学校運動場の優先使用に関する規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

議案第15号

門真市スポーツ推進委員に関する規則等の廃止について

門真市スポーツ推進委員に関する規則(昭和37年教育委員会規則第1号)等を次のように廃止するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和2年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

令和2年4月1日付け機構改革に伴い、門真市教育委員会規則の廃止を行うにつき、 本案を提出するものである。

門真市スポーツ推進委員に関する規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 門真市スポーツ推進委員に関する規則(昭和37年教育委員会規則第1号)
- (2) 門真市立図書館条例施行規則(昭和52年門真市教育委員会規則第1号)
- (3) 門真市立図書館協議会条例施行規則(昭和52年門真市教育委員会規則第2号)
- (4) 門真市立歴史資料館条例施行規則(昭和63年門真市教育委員会規則第11号)
- (5) 門真市立青少年運動広場条例施行規則(平成18年門真市教育委員会規則第3号)
- (6) 門真市立テニスコート条例施行規則(平成18年門真市教育委員会規則第5号)
- (7) 門真市立旧第六中学校運動広場条例施行規則(平成24年門真市教育委員会規則 第1号)
- (8) 門真市立門真市民プラザ条例施行規則(平成24年門真市教育委員会規則第10号)
- (9) 門真市立公民館条例施行規則(平成27年門真市教育委員会規則第12号)
- (10) 門真市立文化会館条例施行規則(平成27年門真市教育委員会規則第13号)
- (11) 門真市立総合体育館条例施行規則(平成28年門真市教育委員会規則第10号)

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第16号

門真市教育委員会表彰規程等の一部改正について

門真市教育委員会表彰規程(昭和28年教育委員会規程第1号)等の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和2年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

令和2年4月1日付け機構改革等に伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

(門真市教育委員会表彰規程の一部改正)

第1条 門真市教育委員会表彰規程(昭和28年教育委員会規程第1号)の一部を次のよう に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう に改正する。

	改正前		
第7条	第7条		
1 略	1 略		
2 会長は教育長をもつて充てる。委員は副	2 会長は教育長をもつて充てる。委員は副		
教育長、教育委員会事務局部長級職員及び	教育長及び教育委員会事務局部長級職員を		
教育委員会事務局次長級職員をもつて組織	もつて組織する。		
する。			

(門真市教育委員会文書管理規程の一部改正)

第2条 門真市教育委員会文書管理規程(平成元年門真市教育委員会規程第1号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう に改正する。

改正後 改正前 (用語の定義) (用語の定義)

- |**第3条** この規程において次の各号に掲げる|**第3条** この規程において次の各号に掲げる よる。
 - (1) 課 門真市教育委員会事務局内部組織 に関する規則(平成18年門真市教育委員 会規則第9号)第2条の表に掲げる課

(2)~(3) 略

備考 略

別表(第7条関係)

種類	使用区分		文書記号		
	略				
上記以	教育部	教育総務課		略	
外の文		教育企画課		門教企	
書			略		

- 用語の意義は、当該各号に定めるところに

 用語の意義は、当該各号に定めるところに
 - (1) 課 門真市教育委員会事務局内部組織 に関する規則(平成18年門真市教育委員 会規則第9号)第2条の表に掲げる課及 び門真市立図書館

 $(2)\sim(3)$ 略

よる。

別表 (第7条関係)

Sign a stable and						
種類		使用区分	文書記号			
	略					
上記以	教育部	教育総務課	略			
外の文						
書		略				
		社会教育課	門教社			
		門真市立図書館	門教図			
備考						

(門真市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正)

第3条 門真市教育委員会事務局事務処理規程(平成18年門真市教育委員会規程第3号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう に改正する。

	改正後	改
Т		

(補助執行させた場合の専決等)

第20条

1 略

2 前項の場合において、当該事務の処理に 2 前項の場合において、当該事務の処理に 係る専決、代決、決定、代理決定及び合議 については、この規程の規定中次の表の左 欄に掲げる者に関する規定は、それぞれ同 表の右欄に掲げる者に関する規定として適 用する。この場合において、右欄に掲げる 者が置かれていないときの当該職の専決事 項は、その上位の職にある専決者が専決す る。

部長	市民文化部長
	こども部長
次長	市民文化部次長
	こども部次長
課長	市民文化部生涯学習課長
	こども部こども政策課長
	こども部保育幼稚園課長
課長補佐	市民文化部生涯学習課長補佐
	こども部こども政策課長補佐
	こども部保育幼稚園課長補佐
主任	市民文化部生涯学習課主任
	こども部こども政策課主任
	こども部保育幼稚園課主任

女正前

(補助執行させた場合の専決等)

第20条

1 略

係る専決、代決、決定、代理決定及び合議 については、この規程の規定中次の表の左 欄に掲げる者に関する規定は、それぞれ同 表の右欄に掲げる者に関する規定として適 用する。この場合において、右欄に掲げる 者が置かれていないときの当該職の専決事 項は、その上位の職にある専決者が専決す る。

部長	
	こども部長
次長	
	こども部次長
課長	
	こども部こども政策課長
	こども部保育幼稚園課長
課長補佐	
	こども部こども政策課長補佐
	こども部保育幼稚園課長補佐
主任	
	こども部こども政策課主任
	こども部保育幼稚園課主任

(門真市教育機関等事務処理規程の一部改正)

第4条 門真市教育機関等事務処理規程(平成18年門真市教育委員会規程第4号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう に改正する。

改正後	改正前
(定義)	(定義)

- - (1) 略
 - (2) 専決 教育長がその責任において、そ (2) 専決 教育長がその責任において、そ の権限に属する特定の事務の処理につい て副教育長、部長、次長、課長又は教育
- **第2条** この規程において、次に掲げる用語**第2条** この規程において、次に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。| の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 略
 - の権限に属する特定の事務の処理につい て副教育長、部長、次長、課長、教育機

改正後

機関等の長(門真市立幼稚園の園長を除 く。第4号及び第6号において同じ。) に、常時意思決定させることをいう。

- (3) 略
- (4) 決定 最終の意思決定に至るまでの手 続過程において、副教育長、部長、次長、 課長又は教育機関等の長が、その意思決 定をすることをいう。
- (5) 略
- (6) 合議 最終の意思決定に至るまでの手 続過程において、決裁又は専決を受ける べき事項の事務に関連する部長、次長、 課長、課長補佐又は教育機関等の長が、 その意思決定に関与することをいう。

 $(7)\sim(9)$ 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(職務)

第4条

- 1 略
- に、所属上司の命を受けて所管の業務を掌 を補佐するとともに、所属上司の命を受け 理し、所属職員を指揮監督する。

 $|3\sim5$ 略

(教育機関等の事務に係る専決)

改正前

関等の長(門真市立幼稚園の園長を除く。 第4号及び第6号において同じ。)又は 図書館長代理に、常時意思決定させるこ とをいう。

- (3) 略
- (4) 決定 最終の意思決定に至るまでの手 続過程において、副教育長、部長、次長、 課長、教育機関等の長又は図書館長代理 が、その意思決定をすることをいう。
- (5) 略
- (6) 合議 最終の意思決定に至るまでの手 続過程において、決裁又は専決を受ける べき事項の事務に関連する部長、次長、 課長、課長補佐、教育機関等の長又は図 書館長代理が、その意思決定に関与する ことをいう。

 $(7)\sim(9)$ 略

- (10) 図書館長 規則別表第1に掲げる門真 市立図書館の館長をいう。
- (11) 図書館長代理 規則第3条第3項の館 長代理をいう。
- (12) 図書館分館長 規則別表第1に掲げる 門真市立図書館門真市民プラザ分館の分 館長をいう。

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(職務)

第4条

1 略

2 園長代理は、所属上司を補佐するととも2 図書館長代理及び園長代理は、所属上司 て所管の業務を掌理し、所属職員を指揮監 督する。

3~5 略

(教育機関等の事務に係る専決)

|第5条 教育機関等(門真市立幼稚園を除||第5条 教育機関等(門真市立幼稚園を除| く。)の専決事項については、門真市教育 く。)の専決事項については、門真市教育

改正後

委員会事務局事務処理規程(平成18年門真 市教育委員会規程第3号)第5条、第6条 及び別表の規定を適用する。

2 略

(代決)

第6条

1 略

- 2 教育機関等の長(園長を除く。)が専決3 教育機関等の長(図書館長及び園長を除 する事項について、教育機関等の長が不在 する主任が代決する。
- 3 略
- 4 略

(代理合議)

|第7条 前条(第3項を除く。)の規定は、|第7条 前条(第5項を除く。)の規定は、 合議する者が不在である場合における代理 合議について準用する。この場合において、 決」とあるのは「代理合議」と読み替える ものとする。

(その他の事務処理)

|第9条 この規程に定めるもののほか、教育|第9条 この規程に定めるもののほか、教育| 機関等の事務処理については門真市教育委 機関の事務処理については門真市教育委員

改正前

委員会事務局事務処理規程(平成18年門真 市教育委員会規程第3号)第5条、第6条 及び別表の規定を適用する。この場合にお いて、同規程第6条及び別表中「課長」と あるのは「図書館長」と、「課長補佐」と あるのは「図書館長以外の教育機関等の長、 図書館長代理(図書館長代理が置かれてい ない場合にあっては、図書館長)」とする。

(代決)

- 第6条 図書館長が専決する事項のうち門真 市立図書館に係る事項について、図書館長 が不在であるときは、図書館長代理が代決 し、図書館長が専決する事項のうち門真市 立図書館門真市民プラザ分館に係る事項に ついて、図書館長が不在であるときは、図 書館分館長が代決する。
- 2 略
- く。) が専決する事項について、教育機関 であるときは、当該事項に係る事務を担当 等の長が不在であるときは、当該事項に係 る事務を担当する主任が代決する。
 - 4 図書館長代理が専決する事項について、 図書館長代理が不在であるときは、当該事 項に係る事務を担当する主任が代決する。
 - 5 略
 - 6 略

(代理合議)

合議する者が不在である場合における代理 合議について準用する。この場合において、 同条中「専決」とあるのは「合議」と、「代」同条中「専決」とあるのは「合議」と、「代 決」とあるのは「代理合議」と読み替える ものとする。

(その他の事務処理)

員会事務局事務処理規程の例により処理す 会事務局事務処理規程の例により処理する

改正後	改正前
るものとする。	ものとする。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

議案第17号

門真市立公民館運営審議会規程の廃止について

門真市立公民館運営審議会規程(昭和29年教育委員会規程第1号)を次のように廃 止するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和2年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

令和2年4月1日付け機構改革に伴い、門真市教育委員会規程の廃止を行うにつき、 本案を提出するものである。

門真市立公民館運営審議会規程を廃止する規程

門真市立公民館運営審議会規程(昭和29年教育委員会規程第1号)は、廃止する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

議案第18号

門真市学校プール運営委員会細則の一部改正について

門真市学校プール運営委員会細則(昭和42年教育委員会細則第1号)の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和2年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

令和2年4月1日付け機構改革に伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出する ものである。

門真市学校プール運営委員会細則の一部を改正する細則

門真市学校プール運営委員会細則(昭和42年教育委員会細則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように 改正する。

<u></u>			
改正後	改正前		
第2条 運営委員会の委員は、次の職にある	第2条 運営委員会の委員は、次の職にある		
ものをもつて充てる。	ものをもつて充てる。		
(1) 略	(1) 略		
(2) 市民文化部生涯学習課長及び教育部学	(2) 教育部学校教育課長及び社会教育課長		
校教育課長並びに指導主事	並びに指導主事		
(3)~(6) 略	(3)~(6) 略		

附則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第19号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第3項の規定に基づく協議について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条第3項の 規定に基づき、門真市長から特定社会教育機関の規則を定める旨の協議があり、同意 するにつき、門真市教育委員会の議決を求める。

令和2年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

令和2年4月1日付け機構改革に伴い、市長から特定社会教育機関の規則を定める 旨の協議があり、同意するにつき、本案を提出するものである。

門企企第 1096 号令和 2 年 3 月 6 日

門真市教育委員会 教育長 久木元 秀平 様



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第3項の規定に基づく協議について

特定社会教育機関の規則を定めるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する 法律(昭和31年法律第162号)第33条第3項の規定に基づき、貴委員会へ別添規則 案について協議します。

なお、協議する規則案については、下記のとおりです。

記

○貴委員会へ協議する規則案

- · 門真市立図書館条例施行規則
- 門真市立公民館条例施行規則
- 門真市立文化会館条例施行規則
- ·門真市立歴史資料館条例施行規則
- ・門真市立門真市民プラザ条例施行規則

門真市立図書館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、門真市立図書館条例(令和2年門真市条例第1号。以下「条例」 という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休館日等の周知)

第2条 条例第5条ただし書及び条例第6条ただし書の規定により開館時間又は休館 日の変更等を行う場合においては、その旨を図書館の掲示板に当該変更等をしよう とする日の3日前までに掲示するものとする。

(貸出対象者)

- **第3条** 図書、記録その他の資料(以下「図書等」という。)の貸出しを受けることができる者は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 門真市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者
 - (2) 守口市内、枚方市内、寝屋川市内、大東市内、四條畷市内及び交野市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者
 - (3) 大阪市内に居住する者
 - (4) 門真市内に事務所を有する団体
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、館長が適当と認める個人又は団体 (貸出手続)
- 第4条 図書等の貸出しを受けようとする者は、利用券(様式第1号)を提示しなければならない。
- 2 利用券は、個人又は団体で、利用券申込書(様式第2号、様式第3号及び様式第4号)及び館長が必要と認める書類を提出し、館長の許可を受けた者に対して交付するものとする。

(利用券の譲渡等の禁止)

- 第5条 利用券の交付を受けた者は、これを他人に譲渡し、又は転貸してはならない。 (貸出冊数)
- 第6条 個人に対して貸し出すことのできる図書等の冊数は、15冊以内とする。
- 2 団体に対して貸し出すことのできる図書等の冊数は、1回300冊を限度として館長が指定する。

3 前2項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、前2項の貸出冊数 を変更することができる。

(貸出期間)

- 第7条 個人に対する貸出期間は、3週間以内とする。
- 2 団体に対する貸出期間は、1月以内とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、前2項の貸出期間 を変更することができる。

(図書等の返納等)

第8条 館長は、図書等を貸出期間内に返納しなかった者に対して、一定の期間図書等の貸出しを停止することができる。ただし、事前に正当な事由の申出があった場合は、この限りでない。

(届出義務)

- **第9条** 図書等の貸出しを受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を館長に届け出なければならない。
 - (1) 利用券を紛失又は汚損したとき。
 - (2) 図書等を紛失又は汚損したとき。
 - (3) 利用券申込書等の記載事項に変更が生じたとき。

(貸出禁止図書等)

- **第10条** 次に掲げる図書等については、貸出しを禁止する。ただし、館長が特に必要 と認めるときは、この限りでない。
 - (1) 貴重図書等
 - (2) 各種辞書及び事典の類
 - (3) 新聞広報の類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、館長が特に指定した図書等

(利用者の義務)

- 第11条 利用者は、次に掲げる義務を履行しなければならない。
 - (1) 高声で音読し、談話し、歌唱し、又は騒ぐ等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
 - (2) 所定の場所以外に出入りしないこと。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、図書館の職員の指示に従うこと。

(利用の禁止)

第12条 館長及び分館長は、前条各号に掲げる義務を履行しない利用者に対して図書 等の閲覧又は貸出し及び施設の利用を禁止することができる。

(入館の制限)

- 第13条 館長及び分館長は、次の各号のいずれかに該当する者には、図書館への入館 を拒否し、又は退館を命ずることができる。
 - (1) 感染性の疾患のある者
 - (2) 他人に危害を加えるおそれがあると認められる者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、図書館の管理上支障があると認められる者 (指定管理者による管理)
- 第14条 条例第8条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における次の表の 左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 右欄に掲げる字句とする。

第3条、第4条第2項、第	館長	指定管理者
6条第2項及び第3項、第		
7条第3項、第8条から第		
10条まで		
第12条、第13条	館長及び分館長	指定管理者

(細目)

第15条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(表)

利 崩 筹

なまえ

本をたいせつに

(裏)

- ●門真市立図書館(本館)
 - 6908 2828

開館時間

10:00~19:00 (参考資料室 ~18:00)

[ただし、土曜日にあっては10:00~18:00

日曜日にあっては10:00~17:00]

休館日

月曜日・国民の祝日及び休日(その日が日曜日 に当たる場合を除く。)・第4金曜日

特別整理期間・12月29日~1月4日

●門真市立図書館門真市民プラザ分館

(072) 887 -6648

開館時間

 $10:00\sim19:00$

休館日

木曜日・第4金曜日・特別整理期間・

12月29日~1月4日

様式第2号(第4条関係)

(表)

利	ふりがな 氏 名				
用		生年月日(年	月	日)
券	住 所				
申	マンション・アパートの	名等			
込	電話 ()				
	*市外の人の	み記入してください			
書	勤 務 先				
	学 校 名	電話	()	

(裏)

		(登録年月日)	
	I	— 年 月	且
1	2	(受付場所)	
		」 1 本館	
門真市	立 図 書 館	2 分館	

様式第3号(第4条関係)

(表)

利	ふりがな
用用	名 前
券	うまれた日(年月日)
申	おとうさんまたはおかあさんのなまえ
込	住所
書	マンション・アパートのなまえ
(児)	でんわ ()

(裏)

		(登録年月日)
		<u> 年 月 日</u>
1	2	(受付場所)
		1 本館
門 直	[市 立 図 書 館	2 分館

様式第4号(第4条関係)

利	用	者	コ	_	ド	住所コード
1			2			

利 用 券 申 込 書(団体)

年 月 日

様

住所門真市代表者氏名電話()

次のとおり利用券の交付を申し込みます。

団 1	体	名	
所	在	地	門真市
図書保	早管 場	易所	
取 扱 🤻	者氏	名	
団体が	成員	、数	人

門真市立公民館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、門真市立公民館条例(平成27年門真市条例第2号。以下「条例」 という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間等の変更の通知)

第2条 指定管理者(条例第3条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、条例第5条第1項ただし書又は条例第6条ただし書の規定により、開館時間又は休館日の変更を行うときは、門真市立公民館(以下「公民館」という。)の掲示板に変更しようとする日の3日前までにその旨を掲示するものとする。

(開館時間外に利用許可を行うことができる特別の理由)

- 第3条 条例第5条第2項の規則で定める特別の理由は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 開館時間内では附属設備、照明設備等の設営又は撤去が行えない場合
 - (2) 開館時間内では器材等の搬入又は搬出が行えない場合 (事前登録)
- **第4条** 条例第7条第1項の規定により公民館を利用しようとする者は、あらかじめ、 指定管理者の定めるところにより、住所、氏名その他の事項について指定管理者に 登録しておかなければならない。

(利用許可の申請等)

- 第5条 公民館の利用の許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者又は その許可に係る事項を変更しようとする者で前条の規定による登録を受けたもの (以下「登録者」という。)は、門真市立公民館利用許可・変更許可申請書(様式 第1号。次項において「申請書」という。)により指定管理者に申請しなければな らない。
- 2 申請書の受付は、利用しようとする日(引き続き2日以上利用しようとする場合は、その初日をいう。以下「利用予定日」という。)の属する月の3箇月前の月の初日から利用予定日の前日(この日が公民館の休館日に当たるときは、その前日)までとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、市長の承認を受けて受付期間を変更することができる。
- 3 第1項の規定による申請に係る利用許可の決定については、次条第2項又は第3

項に定める期日及び方法に従い行うものとする。

(利用許可申請の特例)

- 第6条 前条の規定にかかわらず、登録者は、市長が指定する情報通信を利用した公 民館の利用の許可の申請等に係る事務を処理するためのシステム(以下「予約シス テム」という。)により利用許可の申請をすることができる。
- 2 前項の規定による利用許可の申請(以下「予約システムによる申請」という。) は、利用予定日の属する月の3箇月前の月の17日の午前9時以後に行うことができ る。この場合における利用許可を受ける者の決定は、先着順によるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、予約システムによる申請は、利用予定日の属する月の 3箇月前の月の初日の午前9時から当該月の7日の午後12時までの間において行う ことができる。この場合における利用許可を受ける者の決定は、当該期間内に予約 システムによる申請を行った者による抽選によるもの(予約システムによる申請を 行った者が複数いない場合にあっては、当該予約システムによる申請を行った者と する。)とする。

(予約システムにより利用許可を受けたことの確認)

- 第7条 前条第3項の規定により行う予約システムによる申請をした登録者は、利用 予定日の属する月の3箇月前の月の16日までに、予約システムにより利用許可を受 けたかどうかを自ら確認しなければならない。
- 2 予約システムによる申請をして利用許可を受けた登録者が利用予定日の属する月 の3箇月前の月の16日までに確認及び確認後の手続を執らないときは、予約システ ムによる申請を取り下げたものとみなす。

(利用許可書の交付等)

- 第8条 指定管理者は、公民館の利用を許可したときは、当該申請をした者に門真市立公民館利用許可・変更許可書(様式第2号。以下この条及び次条において「許可書」という。)を交付する。この場合において、指定管理者は、利用料金を減額し、又は免除したときは、許可書にその旨を記入して交付するものとする。
- 2 許可書の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、公民館の利用に際して、 許可書を公民館の職員に提示しなければならない。ただし、予約システムによる申 請をして利用許可を受けた登録者にあっては、この限りでない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、予約システムによる申請をした登録

者に利用許可をするときは、予約システムによりその旨を当該申請をした者に応答することによって、許可書の交付を行ったものとみなす。

4 指定管理者は、利用許可をしない場合は、前条第1項の規定による確認に対し応答をするほかは、その旨を通知することを要しない。ただし、予約システムによる申請をした登録者から利用許可をしない旨及びその理由を記載した書面の交付を求められたときは、指定管理者は、速やかにこれを交付する。

(利用の辞退)

- 第9条 利用者が公民館の利用を辞退しようとするときは、遅滞なく門真市立公民館 利用辞退届(様式第3号)に許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、予約システムによる申請をして利用許可を受けた登録 者は、予約システムによって利用許可の辞退を申し出ることができる。

(特別設備の設置等の申請)

- 第10条 条例第11条第1項の規定により特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を利用しようとする者は、第5条第1項の規定による申請に併せて申請しなければならない。
- 2 特別設備の設置等又は条例第11条第2項の規定に基づく設備の設置に係る費用は、 利用者の負担とする。

(公民館職員の立入り)

第11条 指定管理者は、公民館の管理運営上必要があるときは、公民館の職員をして 利用中の施設に立ち入らせることができる。この場合において、利用者は、これを 拒むことができない。

(入館の制限)

- **第12条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁じ、 又は退館を命ずることができる。
 - (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者
 - (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、公民館の管理上支障があると認められる者 (利用者の遵守事項)
- **第13条** 利用者は、善良な管理者の注意をもって施設、設備及び器具等(以下「施設等」という。)を利用するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設の収容定員を超えて入館させないこと。
- (2) 入館者の安全を確保すること。
- (3) 許可を受けないで火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けないで物品の展示若しくは販売又は広告類の掲示若しくは配布をしないこと。
- (5) 許可を受けないで館内に貼紙、釘打ち等をしないこと。
- (6) 許可を受けないで施設等を利用しないこと。
- (7) 入館者に対して次条の規定を遵守させること。
- (8) 施設等の利用に伴う準備、現状回復等を行う場合は、公民館の職員の指示に従うこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、公民館の職員の指示に従うこと。

(入館者の遵守事項)

- 第14条 入館者は、公民館の利用に際しては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気(喫煙を含む。)を使用しないこと。
 - (2) 施設等で破損し、又は汚損するおそれがある行為をしないこと。
 - (3) 騒音をたて、又は放歌等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
 - (4) 所定の場所以外に出入りをしないこと。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、公民館の職員の指示に従うこと。

(汚損等の届出)

第15条 利用者は、施設等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失させたときは、直ちに門真市立公民館施設等汚損等届(様式第4号)により指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(利用後の点検)

第16条 利用者は、条例第12条第1項の規定により、利用場所を原状に回復したときは、直ちに公民館職員の点検を受けなければならない。

(利用料金の納付の特例)

第17条 条例第14条第2項ただし書の特別の理由があると認めるときとは、予約システムによる申請をして利用許可を受けた登録者が次に掲げる方法により利用料金を納付する場合とする。

- (1) 口座振替による方法
- (2) 利用の開始前に納付する方法

(利用料金の還付)

第18条 条例第14条第4項ただし書の規則で定める基準は、次の表に定めるとおりとする。

区分	還付額
利用者が利用予定日の10日前までに利用の辞	既納の利用料金に相当する額
退をした場合	
利用者が利用予定日の前日までに利用の辞退	既納の利用料金の5割に相当する額
をした場合	
災害その他利用者の責めによらない理由によ	既納の利用料金に相当する額
り、利用できなくなった場合	
指定管理者が特に必要があると認めた場合	指定管理者が必要と認める額

2 利用料金の還付を受けようとする者は、利用予定日の属する月の翌月の10日以降 に門真市立公民館利用料金還付申請書(様式第5号)を指定管理者に提出しなけれ ばならない。

(利用料金の減免の基準)

- 第19条 指定管理者は、徴収すべき利用料金について、条例第14条第5項の規定により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を減額し、又は免除することができる。
 - (1) 次のいずれかに該当する場合 利用料金に相当する額
 - ア 市又は門真市教育委員会が利用する場合
 - イ 主に障害者で構成される団体が利用する場合
 - ウ その他指定管理者が特に必要と認めた場合
 - (2) 次のいずれかに該当する場合 利用料金の5割に相当する額
 - ア 主に中学生以下の者で構成される団体が利用する場合
 - イ 主に65歳以上の高齢者で構成される団体が利用する場合
 - ウ その他指定管理者が特に必要と認めた場合
 - (3) 次のいずれかに該当する場合 利用料金の3割に相当する額 ア サークル登録団体が利用する場合

- イ 社会教育関係団体が利用する場合
- ウ 地域で活動する団体が利用する場合
- エ その他指定管理者が特に必要と認めた場合
- 2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、門真市立公民館利用料金減免申 請書(様式第6号)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、前項第1号 アの場合にあっては、これを省略することができる。

(細目)

第20条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(門真市立公民館利用料金に関する規則の廃止)

2 門真市立公民館利用料金に関する規則(平成27年門真市規則第35号)は、廃止する。

(市長による管理の特例に係る手続の準用)

3 第2条、第4条、第5条第1項及び第2項、第8条(第2項を除く。)、第9条 第1項、第11条、第12条、第15条、第18条並びに第19条の規定は、条例附則第2項 の規定により市長が公民館の管理業務を行う場合について準用する。この場合にお いて、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右 欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	指定管理者(条例第3条に規定す	市長
	る指定管理者をいう。以下同じ。)	
第4条、第5条第1項	指定管理者	市長
第5条第2項	指定管理者	市長
	市長の承認を受けて受付期間	受付期間
第8条(第2項を除く。)	指定管理者	市長
第9条第1項、第11条、		
第12条、第15条、第18		
条、第19条		

様式第1号(第5条関係)

門真市立公民館利用許可・変更許可申請書			
No.	年	月	日
<u>ー ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・</u>			
許可権者(氏 名			"
生年月日 電 話	年 (月)	日生
	`	,	
門真市立公民館条例及び門真市立公民館条例施行規則を遵守しますので、下記のとおり利用許可・変更記		います	
利 用 室 名 1階 集会室・児童室・料理教室 2階 第1会議室・第2会議室・請	载室		
利用目的			
利用団体名			
利用日時 年月日()午前 時分~午前 時分			
利用予定人員			
(注 所 利 用 責 任 者 ふりがな 氏 名 生年月日 年 電 話	月	日生	
確 認 事 項 □ 暴力団の利益になるような利用ではありません。 □ 施設の利用目的に従って利用します。			
注意 1 「確認事項」欄は、該当することを確認した上で、□に✔印を付してください。 2 暴力団の排除を図るため、必要に応じて申請者の個人情報を警察に照会することがあります。 3 暴力団の排除を図るため、団体の役員名簿等の提出を求めることがあります。			
4 暴力団の利益になるときは許可しません。また、許可後暴力団の利益になると認められた場合は、 います。	許可の	取消し	を行
以下は、記入しないでください。			
利用料金			

様式第2号(第8条関係)

No.			_			門	真市立2	公民館和	利用許可	丁・変見	更許可	書				年	月	日
E	申 請	者																
	(氏			名) 核	美								許	可権者	广(氏		名)	印
		年	Ē	月	日付け門	真市立公	:民館利用	目許可	• 変更評	中可申記	請の件	、下	記のとま	うり利力	用許可	• 変更詞	午可しる	ます。
利	用	室	名	1 階	集会室·	児童室・	料理教室	室		2階	第1名	会議室	・第2	会議室	• 講義	室		
利	用	目	的															
利	用	団体	名							利用-	予定人	.員						人
利	用	日	時		左	手 月	日 ()	午前 午後	時	分~	_ 午前 午後	時	分	†			
利	用	責任	者															
許	可	条	件								;	利用	料金					
						注		意		事	•	項						
4	2 3 4 f	川用許 会場の 第内への	可以 準備。 のア <i>)</i>	外の部屋 や後始オ ルコー <i>バ</i>	を では、利用 レ類の持む	事務所に抗 入は、認る 用者におい 込みは、- てください	めません。 ハて行い 一切禁止	。 、必ず	•				. V 1°					

様式第3号(第9条関係)

門真市立公民館利用辞退届

年 月 日

Ē	許可権者	· (E	E	名)相	镁							
								申請者	住戶氏名電話	各	()
Ì	火のとお	り月	『 真市立	公民館	の利用	を辞退した	たいので	、お届り	ナしる	ます。		
						記						
利月	用年月	日			年	月	日 ()				
利	用時	間	□午前□午後	Ħ	寺	分から	口午		時		分まで	
利月	用団体	名										
利	用目	的										
			氏	名						□申	請者と同	JĽ
利月	用責任	者	住	所				電記	f	()	
			利用予	定人数		人						
利	用室	名	1階	□集会	室	□児童	室	□料理	教室			
পূণ্য	/11 土	711	2階	□第1€	会議室	□第2	会議室	□講義	室			
辞讠	退の理	由										

添付書類 門真市立公民館利用許可·変更許可書

様式第4号(第15条関係)

許可権者(氏 名)様

門真市立公民館施設等汚損等届

	年	月	日
	n		
申請者	住所 氏名		

電話 ()

門真市立公民館の施設等を次のとおり (汚損・破損・滅失) しましたので、お届けします。

つきましては、門真市立公民館条例第13条の規定に基づき、生じた損害を賠償いたします。

記

汚損等の日時	年	月	日	時	分	
汚損等の場所						
汚損等の内容 又 は 程 度						

様式第5号(第18条関係)

門真市立公民館利用料金還付申請書

年	月	F

許可権者(氏 名)様

 住所

 申請者 氏名
 ⑤

 電話 ()

門真市立公民館条例施行規則第18条第2項の規定に基づき、次の理由により利用料金の還付を受けたいので、申請します。

記

還付の理由			
	既納利用料金	利用料金	還付額
※還付請求額	円	円	円

注意

- 1 門真市立公民館利用許可・変更許可書を添付してください。
- 2 ※印の箇所は記入しないでください。

様式第6号(第19条関係)

門真市立公民館利用料金減免申請書

									年	月	日
(氏	名) ;	様									
					住	所					
				申請者	氏	名					
					電	話		()		
	(氏	(氏 名)	(氏 名) 様	(氏 名) 様		住 申請者 氏	住 所 申請者 氏 名	住 所 申請者 氏 名	(氏 名)様 住所申請者氏名	(氏 名) 様 住 所	住 所 申請者 氏 名

門真市立公民館条例施行規則第19条第2項の規定に基づき、次の理由により利用料金の減額又は免除を受けたいので、申請します。

記

利	用年	F 月	日			年		月	日	()	
利	用	時	間	□午前 □午後	□午前 時 分から □午後		禹	宇		分まで		
利	用回	计体	名									
利	用	目	的									
利用	Ħ	室	名	1 階	□集会室		□児童	室		□料理	里教	文室
	Л	坐		2 階	□第1会	議室	□第2	2会議室]講義	全	
	額又に け た											

注意 この申請書には、会員名簿、事業計画、実績等の書類を添付してください。

門真市立文化会館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、門真市立文化会館条例(平成27年門真市条例第3号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間等の変更の通知)

第2条 指定管理者(条例第3条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、条例第5条第1項ただし書又は条例第6条ただし書の規定により、開館時間又は休館日の変更を行うときは、門真市立文化会館(以下「会館」という。)の掲示板に変更しようとする日の3日前までにその旨を掲示するものとする。

(開館時間外に利用許可を行うことができる特別の理由)

- 第3条 条例第5条第2項の規則で定める特別の理由は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 開館時間内では附属設備、照明設備等の設営又は撤去が行えない場合
 - (2) 開館時間内では器材等の搬入又は搬出が行えない場合 (事前登録)
- **第4条** 条例第7条第1項の規定により会館を利用しようとする者は、あらかじめ、 指定管理者の定めるところにより、住所、氏名その他の事項について指定管理者に 登録しておかなければならない。

(利用許可の申請等)

- 第5条 会館の利用の許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者又はその許可に係る事項を変更しようとする者で前条の規定による登録を受けたもの(以下「登録者」という。)は、門真市立文化会館利用許可・変更許可申請書(様式第1号。次項において「申請書」という。)により指定管理者に申請しなければならない。
- 2 申請書の受付は、利用しようとする日(引き続き2日以上利用しようとする場合は、その初日をいう。以下「利用予定日」という。)の属する月の3箇月前の月の初日から利用予定日の前日(この日が会館の休館日に当たるときは、その前日)までとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、市長の承認を受けて受付期間を変更することができる。
- 3 第1項の規定による申請に係る利用許可の決定については、次条第2項又は第3

項に定める期日及び方法に従い行うものとする。

4 前条及び前3項の規定にかかわらず、学習室を利用しようとする者に係る利用の許可の手続は、入室の際、利用者名簿に必要事項を記入することにより行うものとする。

(利用許可申請の特例)

- 第6条 前条の規定にかかわらず、登録者は、市長が指定する情報通信を利用した会館の利用の許可の申請等に係る事務を処理するためのシステム(以下「予約システム」という。)により利用許可の申請をすることができる。
- 2 前項の規定による利用許可の申請(以下「予約システムによる申請」という。) は、利用予定日の属する月の3箇月前の月の17日の午前9時以後に行うことができ る。この場合における利用許可を受ける者の決定は、先着順によるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、予約システムによる申請は、利用予定日の属する月の 3箇月前の月の初日の午前9時から当該月の7日の午後12時までの間において行う ことができる。この場合における利用許可を受ける者の決定は、当該期間内に予約 システムによる申請を行った者による抽選によるもの(予約システムによる申請を 行った者が複数いない場合にあっては、当該予約システムによる申請を行った者と する。)とする。

(予約システムにより利用許可を受けたことの確認)

- 第7条 前条第3項の規定により行う予約システムによる申請をした登録者は、利用 予定日の属する月の3箇月前の月の16日までに、予約システムにより利用許可を受 けたかどうかを自ら確認しなければならない。
- 2 予約システムによる申請をして利用許可を受けた登録者が利用予定日の属する月 の3箇月前の月の16日までに確認及び確認後の手続を執らないときは、予約システ ムによる申請を取り下げたものとみなす。

(利用許可書の交付等)

- 第8条 指定管理者は、会館の利用を許可したときは、当該申請をした者に門真市立 文化会館利用許可・変更許可書(様式第2号。以下この条及び次条において「許可 書」という。)を交付する。この場合において、指定管理者は、利用料金を減額し、 又は免除したときは、許可書にその旨を記入して交付するものとする。
- 2 許可書の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、会館の利用に際して、

許可書を会館の職員に提示しなければならない。ただし、予約システムによる申請 をして利用許可を受けた登録者にあっては、この限りでない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、予約システムによる申請をした登録者に利用許可をするときは、予約システムによりその旨を当該申請をした者に応答することによって、許可書の交付を行ったものとみなす。
- 4 指定管理者は、利用許可をしない場合は、前条第1項の規定による確認に対し応答をするほかは、その旨を通知することを要しない。ただし、予約システムによる申請をした登録者から利用許可をしない旨及びその理由を記載した書面の交付を求められたときは、指定管理者は、速やかにこれを交付する。

(利用の辞退)

- 第9条 利用者が会館の利用を辞退しようとするときは、遅滞なく門真市立文化会館 利用辞退届(様式第3号)に許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、予約システムによる申請をして利用許可を受けた登録 者は、予約システムによって利用許可の辞退を申し出ることができる。

(特別設備の設置等の申請)

- 第10条 条例第11条第1項の規定により特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を利用しようとする者は、第5条第1項の規定による申請に併せて申請しなければならない。
- 2 特別設備の設置等又は条例第11条第2項の規定に基づく設備の設置に係る費用は、 利用者の負担とする。

(会館職員の立入り)

第11条 指定管理者は、会館の管理運営上必要があるときは、会館の職員をして利用 中の施設に立ち入らせることができる。この場合において、利用者は、これを拒む ことができない。

(入館の制限)

- **第12条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁じ、 又は退館を命ずることができる。
 - (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者
 - (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、会館の管理上支障があると認められる者

(利用者の遵守事項)

- 第13条 利用者は、善良な管理者の注意をもって施設、設備及び器具等(以下「施設等」という。)を利用するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 施設の収容定員を超えて入館させないこと。
 - (2) 入館者の安全を確保すること。
 - (3) 許可を受けないで火気を使用しないこと。
 - (4) 許可を受けないで物品の展示若しくは販売又は広告類の掲示若しくは配布をしないこと。
 - (5) 許可を受けないで館内に貼紙、釘打ち等をしないこと。
 - (6) 許可を受けないで施設等を利用しないこと。
 - (7) 入館者に対して次条の規定を遵守させること。
 - (8) 施設等の利用に伴う準備、現状回復等を行う場合は、会館の職員の指示に従うこと。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、会館の職員の指示に従うこと。

(入館者の遵守事項)

- **第14条** 入館者は、会館の利用に際しては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気(喫煙を含む。)を使用しないこと。
 - (2) 施設等で破損し、又は汚損するおそれがある行為をしないこと。
 - (3) 騒音をたて、又は放歌等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
 - (4) 所定の場所以外に出入りをしないこと。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、会館の職員の指示に従うこと。

(汚損等の届出)

第15条 利用者は、施設等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失させたときは、直ちに門真市立文化会館施設等汚損等届(様式第4号)により指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(利用後の点検)

第16条 利用者は、条例第12条第1項の規定により、利用場所を原状に回復したときは、直ちに会館職員の点検を受けなければならない。

(利用料金の納付の特例)

- 第17条 条例第14条第2項ただし書の特別の理由があると認めるときとは、予約システムによる申請をして利用許可を受けた登録者が次に掲げる方法により利用料金を納付する場合とする。
 - (1) 口座振替による方法
 - (2) 利用の開始前に納付する方法

(利用料金の還付)

第18条 条例第14条第4項ただし書の規則で定める基準は、次の表に定めるとおりとする。

区分	還付額
利用者が利用予定日の10日前までに利用の辞	既納の利用料金に相当する額
退をした場合	
利用者が利用予定日の前日までに利用の辞退	既納の利用料金の5割に相当する額
をした場合	
災害その他利用者の責めによらない理由によ	既納の利用料金に相当する額
り、利用できなくなった場合	
指定管理者が特に必要があると認めた場合	指定管理者が必要と認める額

2 利用料金の還付を受けようとする者は、利用予定日の属する月の翌月の10日以降 に門真市立文化会館利用料金還付申請書(様式第5号)を指定管理者に提出しなけ ればならない。

(利用料金の減免の基準)

- 第19条 指定管理者は、徴収すべき利用料金について、条例第14条第5項の規定により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を減額し、又は免除することができる。
 - (1) 次のいずれかに該当する場合 利用料金に相当する額
 - ア 市又は門真市教育委員会が利用する場合
 - イ 主に障害者で構成される団体が利用する場合
 - ウ その他指定管理者が特に必要と認めた場合
 - (2) 次のいずれかに該当する場合 利用料金の5割に相当する額
 - ア 主に中学生以下の者で構成される団体が利用する場合
 - イ 主に65歳以上の高齢者で構成される団体が利用する場合

- ウ その他指定管理者が特に必要と認めた場合
- (3) 次のいずれかに該当する場合 利用料金の3割に相当する額
 - ア サークル登録団体が利用する場合
 - イ 社会教育関係団体が利用する場合
 - ウ 地域で活動する団体が利用する場合
 - エ その他指定管理者が特に必要と認めた場合
- 2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、門真市立文化会館利用料金減免申請書(様式第6号)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、前項第1 号アの場合にあっては、これを省略することができる。

(細目)

第20条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

(門真市立文化会館利用料金に関する規則の廃止)

3 門真市立文化会館利用料金に関する規則(平成27年門真市規則第36号)は、廃止 する。

(市長による管理の特例に係る手続の準用)

4 第2条、第4条、第5条第1項及び第2項、第8条(第2項を除く。)、第9条 第1項、第11条、第12条、第15条、第18条並びに第19条の規定は、条例附則第2項 の規定により市長が会館の管理業務を行う場合について準用する。この場合におい て、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄 に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	指定管理者(条例第3条に規定す	市長
	る指定管理者をいう。以下同じ。)	
第4条、第5条第1項	指定管理者	市長
第5条第2項	指定管理者	市長

	市長の承認を受けて受付期間	受付期間
第8条(第2項を除く。)	指定管理者	市長
第9条第1項、第11条、		
第12条、第15条、第18		
条、第19条		

様式第1号(第5条関係)

			門真市立文化会館利用許可・変更許可申請書		_	
No.				年	月	日
	可権者(氏	- F-	住 〕 ふりか 名)様 申 請 者 氏 :	ぶな		
μГ	1111年1日 (上	-\(在	•	月	日生.
				話()	<u>г</u>
門真市	市立文化组	会館多	条例及び門真市立文化会館条例施行規則を遵守しますので、下記のとおり利用許	可・変更詞	午可願し	います。
利	用室	名	ホール・第1会議室・第2会議室・第3会議室・音楽室・和室・絵画室・料理	講習室		
利	用目	的				
利用	引 団 体	名				
利	用日	時	年 月 日() 午前 時 分~午前 時 分 午後 時 分			
利用	予定人	. 員	人			
利用	責 任	者	住 所 ふりがな 生年月日 氏 名 電 話	F 月	日生	
確	認事	項	□ 暴力団の利益になるような利用ではありません。 □ 施設の利用目的に従って利用します。			
注意	2 暴力 3 暴力	団のi 団のi 団のi	項」欄は、該当することを確認した上で、□に✔印を付してください。 非除を図るため、必要に応じて申請者の個人情報を警察に照会することがあります。 非除を図るため、団体の役員名簿等の提出を求めることがあります。 利益になるときは許可しません。また、許可後暴力団の利益になると認められた場合	かは、許可の	の取消し	しを行
			以下は、記入しないでください。			
利。	用料	金				

様式第2号(第8条関係)

No.		門真市立文化会館利用許可・変更許可書		年	月	E
申請者						
(氏		名)様	許可権者(氏		名)	印
年	J	日付け門真市立文化会館利用許可・変更許可申請の件、下記	のとおり利用許可。	• 変更	許可し	まっ
利 用 室	名	ホール・第1会議室・第2会議室・第3会議室・音楽室・和室・済	絵画室・料理講習	 室		
利 用 目	的					
利用団体	名	利用予定人員				人
利 用 日	時	年 月 日() 午前 時 分~午前 午後	時 分			
利用責任	者					
許 可 条	件	利用料	- 金			
		注意事項				
2 利用許 3 会場の ² 4 館内への	可以タ 準備 ^タ ひア /	この許可書を事務所に提示し、利用後は、必ず報告してください。 トの部屋への出入は、認めません。 P後始末は、利用者において行い、必ず原状に復してください。 レコール類の持込みは、一切禁止です。 もの指示に従ってください。	0			

様式第3号(第9条関係)

門真市立文化会館利用辞退届

			年	月	日	
許可権者(氏	名) 様					
		申請者			()
歩のしむり明古士 さ	- ナル人始の利田ナが	出したいので お	日づり	++		

次のとおり門真市立文化会館の利用を辞退したいので、お届けします。

記

利用年月日		年	月	日 ()		
利 用 時 間	□午前 時 □午後	ŕ	分から	□午前□午後	眊	Ť	分まで
利用団体名							
利用目的							
	氏 名					□申請	請者と同じ
利用責任者	住 所				電話	()
	利用予定人数		人				
	ロホール		□第1会	会議室		□第2	会議室
利用室名	□第3会議室		□音楽室	<u> </u>		□和室	
	□絵画室		□料理講				
辞退の理由							

添付書類 門真市立文化会館利用許可·変更許可書

様式第4号(第15条関係)

門真市立	立文化学	: 館	笠 活指	等 居
1 1 2 2 111 -	<u>'' </u>	. 보다 끼면 비ᄎ	. 1 / /	3 7 1 1 1 1 1

年 月 日

許可権者(氏 名)様

住所 申請者 氏名 電話 ()

門真市立文化会館の施設等を次のとおり (汚損・破損・滅失) しましたので、お届けします。

つきましては、門真市立文化会館条例第13条の規定に基づき、生じた損害を賠償いたします。

記

汚損等の日時	年	月	日	時	分
汚損等の場所					
汚損等の内容 又 は 程 度					

様式第5号(第18条関係)

門真市立文化会館利用料金還付申請書

年	Ħ	
+	力	_ <u>_</u>

許可権者(氏 名)様

門真市立文化会館条例施行規則第18条第2項の規定に基づき、次の理由により利用料金の還付を受けたいので、申請します。

記

還付の理由			
	既納利用料金	利用料金	還付額
※還付請求額	円	円	円

注意

- 1 門真市立文化会館利用許可・変更許可書を添付してください。
- 2 ※印の箇所は記入しないでください。

様式第6条(第19条関係)

門真市立文化会館利用料金減免申請書

							年	月	E
許可権者	(氏	名) 様							
				住	所				
			申請者	氏	名				
				電	話	()		

門真市立文化会館条例施行規則第19条第2項の規定に基づき、次の理由により利用料金の減額又は免除を受けたいので、申請します。

記

利	用与	F 月	日			年	月	日 ()
利	用	時	間	□午前□午後	時	分から	□午前 □午後	時	分まで
利	用 [于 体	名						
利	用	目	的						
利	用	室	名	□ホー/ □第3名 □絵画質	会議室	□音楽	会議室 室 講習室	□第□□和□	2会議室 室
	額又 <i>i</i> けた								

注意 この申請書には、会員名簿、事業計画、実績等の書類を添付してください。

門真市立歴史資料館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、門真市立歴史資料館条例(昭和63年門真市条例第11号)の施行 について必要な事項を定めるものとする。

(開館及び閉館時間)

第2条 門真市立歴史資料館(以下「資料館」という。)の開館及び閉館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

開館 午前9時30分

閉館 午後5時

(休館日)

- **第3条** 資料館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。
 - (1) 每週月曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
 - (4) 特別整理期間

(閲覧等の申請及び許可)

- 第4条 資料館の歴史資料、考古資料及び民俗資料(以下「資料」という。)の閲覧、 貸出し及び掲載(以下「閲覧等」という。)の許可を受けようとする者は、あらかじ め門真市立歴史資料館資料閲覧等申請書(様式第1号)を市長に提出しなければな らない。
- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、支障がないと認めたときは、門真市立歴史資料館資料閲覧等許可書(様式第2号)を交付するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(許可の制限)

第5条 市長は、閲覧等の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する ときは、閲覧等の許可を行わない。

- (1) 閲覧等をすることにより資料の保存に悪影響を生じるおそれがあると認めるとき。
- (2) その他支障があると認めるとき。

(許可の取消し)

第6条 資料の閲覧等の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が許可条件に違反 したときは、市長は、閲覧等の許可を取り消すことができる。

(損害賠償)

第7条 入館者及び利用者は、自己の責めに帰すべき事由により資料、施設設備及び 器具等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(入館の制限)

- **第8条** 館長は、入館者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁止し、又は退去を命ずることができる。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
 - (2) 資料、施設設備及び器具等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
 - (3) 館長その他資料館の職員の指示に従わないとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、資料館の管理上支障があると認めるとき。 (細目)
- 第9条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、門真市スポーツ推進委員に関する規則等を廃止する規則(令和2年門真市教育委員会規則第一号)の規定による廃止前の門真市立歴史資料館条例施行規則(昭和63年門真市教育委員会規則第11号。以下「旧規則」という。)の規定により門真市教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの規則の施行の日の前に旧規則の規定により門真市教育委員会に対してなされた申請その他の行為は、この規則の規定により市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

様式第1号(第4条関係)

門真市立歴史資料館資料閲覧等申請書

年 月 日

門真市長(氏 名)様

住所

申請者 氏名

電話

下記のとおり 閲覧・貸出し・掲載 をお願いしたいので許可くださるよう申請します。

記

1 資料名

2 期 間

		左	F A	日日				
閲	覧		午前	前・午後	時	分から		
			午前	前・午後	時	分まで	T	
貸出	l	年	月	日から	年	月	日まで	

3 目 的

様式第2号(第4条関係)

門真市立歴史資料館資料閲覧等許可書

年 月 日

様

門真市長(氏 名) 印

下記のとおり 閲覧・貸出し・掲載 を許可します。

記

1 資料名

2 期 間

			年 月	月日				
閲	覧		午前	• 午後	時	分から		
			午前	• 午後	時	分まで		
貸	出し	年	月	日から	左	声 月	日まで	

3 条 件

門真市立門真市民プラザ条例施行規則

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 門真市立青少年活動センター (第2条-第20条)
- 第3章 門真市立生涯学習センター (第21条―第25条)
- 第4章 門真市立門真市民プラザ体育館(第26条―第32条)
- 第5章 門真市立門真市民プラザグラウンド(第33条―第36条)
- 第6章 雑則(第37条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、門真市立門真市民プラザ条例(平成24年門真市条例第6号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。
 - 第2章 門真市立青少年活動センター

(開館時間等の変更の通知)

- 第2条 指定管理者(条例第4条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、条例第8条ただし書又は第9条ただし書の規定により、開館時間又は休館日の変更を行うときは、門真市立青少年活動センター(以下この章において「センター」という。)の掲示板に変更しようとする日の3日前までにその旨を掲示するものとする。(事前登録)
- **第3条** 条例第11条第1項の規定によりセンターを利用しようとするものは、あらか じめ、指定管理者の定めるところにより、住所、氏名その他の事項について指定管 理者に登録しておかなければならない。

(利用許可の申請等)

第4条 センターの利用の許可(以下「利用許可」という。)を受けようとするもの 又はその許可に係る事項を変更しようとするもので前条の規定による登録を受けた もの(以下「登録者」という。)は、門真市立門真市民プラザ文化施設・スポーツ 施設利用許可・変更許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)により指 定管理者に申請しなければならない。

- 2 申請書の受付は、利用しようとする日(引き続き2日以上利用しようとする場合は、その初日をいう。以下「利用予定日」という。)の属する月の3箇月前の月の17日の午前9時以後に行うことができる。ただし、条例第10条第1号及び第2号に掲げるものについては、利用予定日の属する月の3箇月前の月の初日から行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、市長 の承認を受けて受付期間を変更することができる。
- 4 第1項の規定による申請に係る利用許可の決定については、次条第2項又は第3項に定める期日及び方法に従い行うものとする。

(利用許可申請の特例)

- **第5条** 前条の規定にかかわらず、登録者は、市長が指定する情報通信を利用したセンターの利用の許可の申請等に係る事務を処理するためのシステム(以下「予約システム」という。)により利用許可の申請をすることができる。
- 2 前項の規定による利用許可の申請(以下「予約システムによる申請」という。) は、利用予定日の属する月の3箇月前の月の17日の午前9時以後に行うことができ る。この場合における利用許可を受けるものの決定は、先着順によるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、条例第10条第1号及び第2号に掲げるものに係る予約 システムによる申請は、利用予定日の属する月の3箇月前の月の初日の午前9時か ら当該月の7日の午後12時までの間において行うことができる。この場合における 利用許可を受けるものの決定は、当該期間内に予約システムによる申請を行ったも のによる抽選によるもの(予約システムによる申請を行ったものが複数いない場合 にあっては、当該予約システムによる申請を行ったものとする。)とする。

(予約システムにより利用許可を受けたことの確認)

- 第6条 前条第3項の規定により行う予約システムによる申請をした登録者は、利用 予定日の属する月の3箇月前の月の16日までに、予約システムにより利用許可を受 けたかどうかを自ら確認しなければならない。
- 2 予約システムによる申請をして利用許可を受けた登録者が利用予定日の属する月 の3箇月前の月の16日までに確認及び確認後の手続を執らないときは、予約システ ムによる申請を取り下げたものとみなす。

(利用許可書の交付等)

- 第7条 指定管理者は、センターの利用を許可したときは、申請者に門真市立門真市 民プラザ文化施設・スポーツ施設利用許可・変更許可書(様式第2号。以下「許可 書」という。)を交付する。この場合において、指定管理者は、利用料金を減額し、 又は免除したときは、許可書にその旨を記入して交付するものとする。
- 2 許可書の交付を受けたもの(以下「利用者」という。)は、センターの利用に際 して、許可書をセンターの職員に提示しなければならない。ただし、予約システム による申請をして利用許可を受けた登録者にあっては、この限りでない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、予約システムによる申請をした登録者に利用許可をするときは、予約システムによりその旨を当該申請をしたものに応答することによって、許可書の交付を行ったものとみなす。
- 4 指定管理者は、利用許可をしない場合は、前条第1項の規定による確認に対し応答をするほかは、その旨を通知することを要しない。ただし、予約システムによる申請をした登録者から利用許可をしない旨及びその理由を記載した書面の交付を求められたときは、指定管理者は、速やかにこれを交付する。

(学習室の利用の許可)

第8条 第3条から前条までの規定にかかわらず、学習室を利用しようとする者に係る利用の許可の手続は、入室の際、門真市立門真市民プラザ学習室利用許可申請書 (様式第3号)に必要事項を記入することにより行うものとする。

(利用の辞退)

- 第9条 利用者がセンターの利用を辞退しようとするときは、遅滞なく門真市立門真市民プラザ文化施設・スポーツ施設利用辞退届(様式第4号)に許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、予約システムによる申請をして利用許可を受けた登録 者は、予約システムによって利用許可の辞退を申し出ることができる。

(特別設備の設置等の申請)

- 第10条 条例第15条第1項の規定により特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を利用しようとするものは、第4条第1項の規定による申請に併せて申請しなければならない。
- 2 特別設備の設置等又は条例第15条第2項の規定に基づく設備の設置に係る費用は、 利用者の負担とする。

(職員の立入り)

第11条 指定管理者は、センターの管理運営上必要があるときは、センターの職員を して利用中の施設に立ち入らせることができる。この場合において、利用者は、これを拒むことができない。

(入館の制限)

- 第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁じ、 又は退館を命ずることができる。
 - (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者
 - (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があると認められる者 (利用者の遵守事項)
- 第13条 利用者は、善良な管理者の注意をもって建物、設備及び器具等(以下「施設等」という。)を利用するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 施設の収容定員を超えて入場させないこと。
 - (2) 入場者の安全を確保すること。
 - (3) 許可を受けないで火気を使用しないこと。
 - (4) 許可を受けないで物品の展示若しくは販売又は広告類の掲示若しくは配布をしないこと。
 - (5) 許可を受けないで館内に貼紙、釘打ち等をしないこと。
 - (6) 許可を受けないで施設等を利用しないこと。
 - (7) 入館者に対して次条の規定を遵守させること。
 - (8) 利用施設等の準備、現状回復等を行う場合は、センターの職員の指示に従うこと。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、センターの職員の指示に従うこと。

(入館者の遵守事項)

- **第14条** 入館者は、センターの利用に際しては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気(喫煙を含む。)を使用しないこと。
 - (2) 施設等で破損し、又は汚損するおそれがある行為をしないこと。
 - (3) 騒音をたて、又は放歌等他人に迷惑をかける行為をしないこと。

- (4) 所定の場所以外に出入りをしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの職員の指示に従うこと。

(破損等の届出)

第15条 利用者は、施設等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失させたときは、直ちに門真市立門真市民プラザ施設等汚損等届(様式第5号)により指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(利用後の点検)

第16条 利用者は、条例第16条第1項の規定により、利用場所を原状に回復したときは、直ちにセンターの職員の点検を受けなければならない。

(利用料金の納付の特例)

- 第17条 条例第18条第2項ただし書の特別な理由があると認めるときとは、予約システムによる申請をして利用許可を受けた登録者が次に掲げる方法により利用料金を納付する場合とする。
 - (1) 口座振替による方法
 - (2) 利用の開始前に納付する方法

(利用料金の環付)

第18条 条例第18条第4項ただし書の規則で定める基準は、次の表に定めるとおりとする。

区分	還付額
利用者が利用予定日の10日前までに利用の	既納の利用料金に相当する額
辞退をした場合	
利用者が利用予定日の前日までに利用の辞	既納の利用料金の5割に相当する額
退をした場合	
災害その他利用者の責めによらない理由に	既納の利用料金に相当する額
より、利用できなくなった場合	
指定管理者が特に必要があると認めた場合	指定管理者が必要と認める額

2 利用料金の還付を受けようとする者は、利用予定日の属する月の翌月の10日以降 に門真市立門真市民プラザ文化施設・スポーツ施設利用料金還付申請書(様式第6 号)を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の減免の基準)

- 第19条 指定管理者は、徴収すべき利用料金について、条例第18条第5項の規定により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を減額し、又は免除することができる。
 - (1) 次のいずれかに該当する場合 利用料金に相当する額
 - ア 本市又は門真市教育委員会(以下「委員会」という。)が利用する場合
 - イ 条例第10条第1号又は第2号に掲げるものが利用する場合
 - ウ 主に障害者で構成される団体が利用する場合
 - エ その他指定管理者が特に必要と認めた場合
 - (2) 次のいずれかに該当する場合 利用料金の5割に相当する額
 - ア 主に65歳以上の高齢者で構成される団体が利用する場合
 - イ その他指定管理者が特に必要と認めた場合
 - (3) 次のいずれかに該当する場合 利用料金の3割に相当する額
 - ア サークル登録団体が利用する場合
 - イ 社会教育関係団体が利用する場合
 - ウ 地域で活動する団体が利用する場合
 - エ その他指定管理者が特に必要と認めた場合
- 2 利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、門真市立門真市民プラザ文化施設・スポーツ施設利用料金減免申請書(様式第7号。以下「減免申請書」という。) を指定管理者に提出しなければならない。ただし、前項第1号アの場合にあっては、これを省略することができる。

(附属設備等の利用料金)

第20条 条例別表第1第2号の規則で定める額は、別表に定めるとおりとする。

第3章 門真市生涯学習センター

(開館時間等の変更通知)

第21条 指定管理者は、条例第21条ただし書又は第22条ただし書の規定により、開館時間又は休館日の変更を行うときは、門真市立生涯学習センター(以下この章において「センター」という。)の掲示板に変更しようとする日の3日前までにその旨を掲示するものとする。

(利用許可の申請等)

第22条 登録者は、申請書により指定管理者に申請しなければならない。

- 2 申請書の受付は、利用予定日の属する月の3箇月前の月の初日から行うものとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、市長の承認を受けて 受付期間を変更することができる。
- 3 第1項の規定による申請に係る利用許可の決定については、次条第2項又は第3 項に定める期日及び方法に従い行うものとする。

(利用許可の申請の特例)

- **第23条** 前条の規定にかかわらず、登録者は、予約システムにより利用許可の申請を することができる。
- 2 予約システムによる申請は、利用予定日の属する月の3箇月前の月の17日の午前 9時以後に行うことができる。この場合における利用許可を受ける者の決定は、先 着順によるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、予約システムによる申請は、利用予定日の属する月の 3箇月前の月の初日の午前9時から当該月の7日の午後12時までの間において行う ことができる。この場合における利用許可を受ける者の決定は、当該期間内に予約 システムによる申請を行った者による抽選によるもの(予約システムによる申請を 行った者が複数いない場合にあっては、当該予約システムによる申請を行った者と する。)とする。

(利用料金の減免の基準)

- 第24条 指定管理者は、徴収すべき利用料金について、条例第23条において準用する 条例第18条第5項の規定により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定 める額を減額し、又は免除することができる。
 - (1) 次のいずれかに該当する場合 利用料金に相当する額
 - ア 本市又は委員会が利用する場合
 - イ 主に障害者で構成される団体が利用する場合
 - ウ その他指定管理者が特に必要と認めた場合
 - (2) 次のいずれかに該当する場合 利用料金の5割に相当する額
 - ア 主に中学生以下の者で構成される団体が利用する場合
 - イ 主に65歳以上の高齢者で構成される団体が利用する場合
 - ウ その他指定管理者が特に必要と認めた場合
 - (3) 次のいずれかに該当する場合 利用料金の3割に相当する額

- ア サークル登録団体が利用する場合
- イ 社会教育関係団体が利用する場合
- ウ 地域で活動する団体が利用する場合
- エ その他指定管理者が特に必要と認めた場合
- 2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、減免申請書を指定管理者に提出 しなければならない。ただし、前項第1号アの場合にあっては、これを省略するこ とができる。

(準用)

第25条 第3条及び第6条から第18条までの規定は、センターについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条	条例第11条第1項	条例第23条において準用する
		条例第11条第1項
第6条第1項	前条第3項	第23条第3項
第8条	第3条から前条まで	第3条、第6条、第7条、第
		22条及び第23条
第10条第1項	条例第15条第1項	条例第23条において準用する
		条例第15条第1項
	第4条第1項	第22条第1項
第10条第2項	条例第15条第2項	条例第23条において準用する
		条例第15条第2項
第16条	条例第16条第1項	条例第23条において準用する
		条例第16条第1項
第17条	条例第18条第2項ただし書	条例第23条において準用する
		条例第18条第2項ただし書
第18条第1項	条例第18条第4項ただし書	条例第23条において準用する
		条例第18条第4項ただし書

第4章 門真市立門真市民プラザ体育館

(開館時間等の変更の通知)

第26条 指定管理者は、条例第26条第1項ただし書又は第27条ただし書の規定により、 開館時間又は休館日の変更を行うときは、門真市立門真市民プラザ体育館(以下「体 育館」という。)の掲示板に変更しようとする日の3日前までにその旨を掲示する ものとする。

(利用許可の申請等)

- 第27条 登録者は、申請書により指定管理者に申請しなければならない。
- 2 申請書の受付は、利用予定日の属する月の2箇月前の月の初日から行うものとする。ただし、市長が別に定めるところにより市外居住者であると指定管理者が認める登録者(以下「市外登録者」という。)については、利用予定日の属する月の1 箇月前の17日から行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、市長 の承認を受けて受付期間を変更することができる。
- 4 第1項の規定による申請に係る利用許可の決定については、次条第2項又は第3 項に定める期日及び方法に従い行うものとする。

(利用許可の申請の特例)

- **第28条** 前条の規定にかかわらず、登録者は、予約システムにより利用許可の申請を することができる。
- 2 予約システムによる申請は、市長が別に定めるところにより市内居住者であると 指定管理者が認める登録者(以下「市内登録者」という。)にあっては利用予定日 の属する月の2箇月前の月の17日の午前9時以後、市外登録者にあっては利用予定 日の属する月の1箇月前の月の17日の午前9時以後に行うことができる。この場合 における利用許可を受ける者の決定は、先着順によるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市内登録者に係る予約システムによる申請は、利用予定日の属する月の2箇月前の月の初日の午前9時から当該月の7日の午後12時までの間において行うことができる。この場合における利用許可を受ける者の決定は、当該期間内に予約システムによる申請を行った者による抽選によるもの(予約システムによる申請を行った者が複数いない場合にあっては、当該予約システムによる申請を行った者とする。)とする。

(予約システムにより利用許可を受けたことの確認)

第29条 前条第3項の規定により行う予約システムによる申請をした登録者は、利用

予定日の属する月の2箇月前の月の16日までに、予約システムにより利用許可を受けたかどうかを自ら確認しなければならない。

2 予約システムによる申請をして利用許可を受けた登録者が利用予定日の属する月 の2箇月前の月の16日までに確認及び確認後の手続を執らないときは、当該予約シ ステムによる申請を取り下げたものとみなす。

(利用者の遵守事項)

- 第30条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 体育館の利用を終了したときは、体育館の職員の点検を受けること。
 - (2) 会場設営及び器材の準備又は撤去は、全て利用者において行うこと。
 - (3) 喫煙は所定の場所で行うこと。
 - (4) 体育館内で営業行為をしないこと。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、体育館の職員が指示した事項に従うこと。 (利用料金の減免の基準)
- 第31条 指定管理者は、徴収すべき利用料金について、条例第28条において準用する 条例第18条第5項の規定により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定 める額を減額し、又は免除することができる。
 - (1) 次のいずれかに該当する場合 利用料金に相当する額
 - ア 本市又は委員会が主催し、又は共催する行事のため利用する場合
 - イ 主に障害者で構成される団体が利用する場合
 - ウ その他指定管理者が特に必要と認めた場合
 - (2) 次のいずれかに該当する場合 利用料金の5割に相当する額
 - ア 主に中学生以下の者で構成される団体が利用する場合
 - イ 主に65歳以上の高齢者で構成される団体が利用する場合
 - ウ その他指定管理者が特に必要と認めた場合
 - (3) 次のいずれかに該当する場合 利用料金の3割に相当する額
 - ア 社会教育関係団体が主催する行事のため利用する場合
 - イ 地域で活動する団体が主催する行事のため利用する場合
 - ウ その他指定管理者が特に必要と認めた場合
- 2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、減免申請書を指定管理者に提出 しなければならない。ただし、前項第1号アの場合にあっては、これを省略するこ

とができる。

(準用)

第32条 第3条、第7条、第9条から第12条まで及び第15条から第18条までの規定は、 体育館について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条	条例第11条第1項	条例第28条において準用する
		条例第11条第1項
	センター	体育館
第7条第1項及び第2項	センター	体育館
第7条第4項	前条第1項	第29条第1項
第9条第1項	センター	体育館
第10条第1項	条例第15条第1項	条例第28条において準用する
		条例第15条第1項
	第4条第1項	第27条第1項
第10条第2項	条例第15条第2項	条例第28条において準用する
		条例第15条第2項
第11条、第12条	センター	体育館
第16条	条例第16条第1項	条例第28条において準用する
		条例第16条第1項
	センター	体育館
第17条	条例第18条第2項ただし	条例第28条において準用する
	書	条例第18条第2項ただし書
第18条第1項	条例第18条第4項ただし	条例第28条において準用する
	書	条例第18条第4項ただし書

第5章 門真市立門真市民プラザグラウンド

(開場時間等の変更の通知)

第33条 指定管理者は、条例第31条第1項ただし書又は第32条ただし書の規定により、 開場時間又は休場日の変更を行うときは、体育館の掲示板に変更しようとする日の 3日前までにその旨を掲示するものとする。 (利用許可の申請等)

第34条 登録者は、申請書により指定管理者に申請しなければならない。

- 2 申請書の受付は、利用予定日の属する月の2箇月前の月の初日から行うものとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、委員会の承認を受けて受付期間を変更することができる。
- 3 第1項の規定による申請に係る利用許可の決定については、次条第2項又は第3 項に定める期日及び方法に従い行うものとする。

(利用許可の申請の特例)

- **第35条** 前条の規定にかかわらず、登録者は、予約システムにより利用許可の申請を することができる。
- 2 予約システムによる申請は、利用予定日の属する月の2箇月前の月の17日の午前 9時以後に行うことができる。この場合における利用許可を受ける者の決定は、先 着順によるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、予約システムによる申請は、利用予定日の属する月の 2箇月前の月の初日の午前9時から当該月の7日の午後12時までの間において行う ことができる。この場合における利用許可を受ける者の決定は、当該期間内に予約 システムによる申請を行った者による抽選によるもの(予約システムによる申請を 行った者が複数いない場合にあっては、当該予約システムによる申請を行った者と する。)とする。

(準用)

第36条 第3条、第7条、第9条から第12条まで、第15条から第18条まで及び第29条 から第31条までの規定は、門真市立門真市民プラザグラウンド(以下「グラウンド」という。)について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条	条例第11条第1項	条例第33条において準用する
		条例第11条第1項
	センター	グラウンド
第7条第1項及び第2項	センター	グラウンド

第7条第4項	前条第1項	第29条第1項
第9条第1項	センター	グラウンド
第10条第1項	条例第15条第1項	条例第33条において準用する
		条例第15条第1項
	第4条第1項	第34条第1項
第10条第2項	条例第15条第2項	条例第33条において準用する
		条例第15条第2項
第11条	センター	グラウンド
第12条	入館	入場
	退館	退場
	センター	グラウンド
第16条	条例第16条第1項	条例第33条において準用する
		条例第16条第1項
	センター	グラウンド
第17条	条例第18条第2項ただし書	条例第33条において準用する
		条例第18条第2項ただし書
第18条第1項	条例第18条第4項ただし書	条例第33条において準用する
		条例第18条第4項ただし書
第29条	前条第3項	第35条第3項
第30条	体育館	グラウンド
第31条	条例第28条	条例第33条
•	-	

第6章 雜則

(細目)

第37条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
 - (門真市立門真市民プラザ文化施設・スポーツ施設利用料金に関する規則の廃止)
- 2 門真市立門真市民プラザ文化施設・スポーツ施設利用料金に関する規則(平成26

年門真市規則第19号)は、廃止する。

(市長による管理の特例に係る手続の準用)

3 第2条、第3条、第4条第1項及び第3項、第7条(第2項を除く。)、第9条 第1項、第11条、第12条、第15条、第18条、第19条、第21条、第22条第1項及び第 2項、第24条、第26条、第27条(第4項を除く。)、第28条第2項、第31条、第33 条並びに第34条第1項及び第2項の規定は、条例附則第3項の規定により市長が指 定管理施設の管理業務を行う場合について準用する。この場合において、次の表の 左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句 に読み替えるものとする。

第2条	指定管理者(条例第4条に規定	市長
	する指定管理者をいう。以下同	
	じ。)	
第3条、第4条第1	指定管理者	市長
項		
第4条第3項	指定管理者	市長
	市長の承認を受けて受付期間	受付期間
第7条(第2項を除	指定管理者	市長
く。)、第9条第1		
項、第11条、第12条、		
第15条、第18条、第		
19条、第21条、第22		
条第1項		
第22条第2項	指定管理者	市長
	市長の承認を受けて受付期間	受付期間
第24条、第26条、第	指定管理者	市長
27条第1項及び第2		
項		
第27条第3項	指定管理者	市長
	市長の承認を受けて受付期間	受付期間

第28条第2項、第31	指定管理者	市長
条、第33条、第34条、		
第34条第1項		
第34条第2項	指定管理者	市長
	市長の承認を受けて受付期間	受付期間

別表 (第20条関係)

門真市立青少年活動センター附属設備利用料金

	品目	単位	利用料金
展示パネル		1枚	1回につき100円
マイクロフォン	ダイナミック	1本	1回につき300円
	ワイヤレス	1本	1回につき300円
ギターアンプ		1台	1回につき500円
ベースアンプ		1台	1回につき500円
電子ピアノ		1台	1回につき1,000円
ロッカー		1個	1月当たり300円

備考

- 1 ロッカーの利用期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、日割計算する。
- 2 利用料金の額に10円未満の端数があるときは、10円に切り上げるものとする。

様式第1号(第4条、第22条、第27条、第34条関係)

	門真市立門真市民プラザ文化施設・	スポーツ施設利用許可	· 変更許可申請書
--	------------------	------------	-----------

年 月 日

許可権者(氏 名)様

住所

申請者 氏名

電話 ()

次のとおり門真市立門真市民プラザの(利用許可・利用変更許可)を受けたいので、申請します。

記

登録番号						
利用年月日		年	月 巨			
利用時間	□午前 □午後	寺 分が	□午前 □午後	時	ŕ	分まで
利用団体名						
利用目的						
	氏 名			[□申請者	者と同じ
利用責任者	住所			電話	()
州 川 貝 仁 伯	勤務先			電話	()
	利用予定人数				人	
利 用 施 設名						
特別設備の 置	□有 □無					
※利用料金		円	領 収 印	*	年月]

注意

※印の箇所は記入しないでください。

様式第2号(第7条、第25条、第32条、第36条関係)

門真市立門真市民プラザ文化施設・スポーツ施設利用許可・変更許可書

年 月 日

申請者(氏 名)様

許可権者(氏 名)回

年 月 日付け、門真市立門真市民プラザの(利用許可・利用変更 許可)申請について、次のとおり許可します。

記

利用年月日			年	月	日		
利用時間	□午前 □午後	時	分から	口午		時	分まで
利用団体名							
利用目的							
	氏 名	7				□申	請者と同じ
利用責任者	住	ŕ			電話	()
利用貝任名	勤務先	Ē.			電話	()
	利用予定人数	女			,	人	
利用施設名							
特別設備の 設 置	□有 □無						
許可条件							

様式第3号(第8条、第25条関係)

門真市立門真市民プラザ学習室利用許可申請書

許可権者(氏 名)様

次のとおり門真市立門真市民プラザ学習室を利用したいので申請します。

記

氏	4	名	
住	万	所	
学又所	校 <i>4</i> 属 等	名は等	
座	席番与	号	

様式第4号(第9条、第25条、第32条、第36条関係)

	門真市立門真市民プラザ文化施設・スポーツ施設利用辞退届											
									年		月	日
許可	可権者	氏	名)	様								
								住所				
							申請者	氏名				
								電話	()		
Y	欠のと:	おり門真	市立門真	東市民	プラサ	『の利月	用を辞退し	ます。				
						記						
	辞退	の理由										

添付書類 門真市立門真市民プラザ文化施設・スポーツ施設利用許可・変更許可書

様式第5号(第15条、第25条、第32条、第36条関係)

門真市立門真市民プラザ施設等汚損等届

年 月 日

許可権者(氏 名)様

住所

申請者 氏名

電話 ()

門真市立門真市民プラザの施設等を次のとおり(汚損・破損・滅失)しましたので、お届けします。

つきましては、門真市立門真市民プラザ条例第17条(同条例第23条、第28条又は第 33条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、生じた損害を賠償いたします。

記

利用年月日	年 月 日
利用団体名	
汚損等の場所	
汚損等の内容又は程度	

様式第6号(第18条、第25条、第32条、第36条関係)

門真市立門真市民プラザ文化施設・	スポーツ施設利用料金還付申請
1	- / · / · · · / ///////////////////////

年 月 日

許可権者(氏 名)様

門真市立門真市民プラザ条例施行規則第18条(同規則第25条、第32条又は第36条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、次の理由により利用料金の還付を受けたいので、申請します。

記

還付の理由			
既納利用料金	円	還付申請額	円

注意

- 1 還付の理由のうち、該当するものに○をつけてください。
- 2 門真市立門真市民プラザ文化施設・スポーツ施設使用許可・変更許可書を 添付してください。

様式第7号(第19条、第24条、第31条、第36条関係)

	門真市立門真市民プラザ文化施設・スポーツ施設利用料金減免申請書										
								年	J	月	日
許可相	雀者	(氏	名)	様							
							住所				
						申請者	氏名				
							電話	()		

門真市立門真市民プラザ条例施行規則第19条、第24条又は第31条(同規則第36条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、次の理由により利用料金の減額又は免除を受けたいので、申請します。

記

利	用年	F 月	日			年	月	日		
				□午前			口午	二前		
利	用	時	間		時	分から			時	分まで
				□午後			口午	一後		
利	用回	団 体	名							
利	用	目	的							
利	用加	也 設	名							
減	額又に け た	は免りい理	èを ! 由							

諸 報 告

番号	報告事項						
1	第4次門真市学校適正配置審議会の答申について						
2	門真市就学援助費支給規則の一部改正について						
3	令和元年度末・2年度当初における教職員人事異動の概要について						
4	「第9回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテスト」の結果について						
5	門真市立小・中学校における新型コロナウイルス感染症の対応について						